平成28年 第4回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日) 平成28年6月18日 (土曜日)

議事日程(第2号)

平成28年6月18日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番	安丸眞一郎			2番	黒木	德勝
3番	森田	勝典		4番	林	威範
5番	平田	利治		6番	松熊武	比古
7番	長野	正明		8番	平田	康雄
9番	高橋	直也		10番	平山	賢治
11番	花等	順子		12番	山内	剛

欠席議員 (なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 副町長 ……… 岡田 暁人 安丸 国勝 教育長 倉鍵 君明 総務課長 …… 大浦 克司 税務課長 …………… 高良 朝子 健康福祉課長 ……… 川原 久明 重松 俊一 地域振興課長 ………… 産業課長 …… 森 利一郎 建設課長 …………… 野口 学 子ども課長 …… 平田 栄一 生涯学習課長 …… 森田 正道 住民課長 …… 佐田 裕子 財政係長 …… 早川 正一

開議 午前9時00分

〇議長(山内 剛) おはようございます。住民の皆様には、早朝より傍聴においでいただき、 まことにありがとうございます。現在の出席議員は12人です。

ただいまから、平成28年第4回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長(山内 剛) 日程第1、これから一般質問を行います。

質問事項、内容は事前通告を受けていますので、質問者、答弁者とも、逸脱のないよう実施すること。

それでは、通告を受けております、9番、高橋直也議員、発言席からお願いします。

- 9番 高橋 直也議員 質問事項
- 1. 投票率向上及び18歳選挙権導入に関して
- 2. 低所得層家庭の子供に関して
- ○議員(9番 高橋 直也) 皆さん、おはようございます。

議席番号9番、高橋直也です。通告に従い、随時質問を行ってまいります。

まず、1点目の質問です。投票率向上及び18歳選挙権導入に関する質問です。

近年、全国的に投票率の低下が指摘されております。選挙権の行使は、町民の意見を代弁する議員を選出する重要な行為であり、議会制民主主義を支える上で重要な意義を持っています。昨年、私たち町議会議員が選出された選挙の投票率は61.1%と、前回の67.8%に比べ減少した上、過去最低でした。年代別で投票コードを見ますと、最も低い年代が20歳代で34.4%、最も高いのが70歳代で82.2%となっております。実に、約2.5倍という数字です。世間でも言われておりますが、若者の投票率の向上が必要だという意見はごもっともな部分であると思われます。

近年、若者の投票率が低いと言われています。この傾向は、総務省の国政選挙の結果にかかわる資料を見ますと、昭和44年から年代と投票率の関係は余り変わっておらず、当時も年配者の投票率が高く、若者の投票率は低いという結果が続いてきている状況です。投票に行かない理由として大きく2つが挙げられます。「投票所が遠い」「別の用事がある」などの投票環境に関する理由と、「政治に関心がない」「政策や人物の違いがわからない」など、政治参加意識に関する理由の2つです。

そこで今回、選挙法が改正され、18歳から選挙権を有し、来月には参議院議員選挙が行われる中、若い世代の投票率向上に関して、町の啓発活動はどのように行われたのでしょうか、お聞かせください。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** それでは、お答えをいたします。

御指摘のように、若い世代の投票率は大変落ちております。全国的に、70歳代の投票率に比べると、20歳代の投票率は低い状況で、本町におきましても、前回の町議会議員選挙の70歳代の投票率、82.4%に比べ、20歳代の投票率は34.97%、前回の参議院議員通常選挙では62.7%に比べ23.54%と低い状況です。

そこで、本町も投票参加の呼びかけとして、チラシなどの全戸配布、広報車による巡回広報、ポスターなどの掲示版、また「広報たちあらい」やホームページでの周知を行っております。また、福岡県が実施する啓発事業についても町民へ周知するなど、国・県と連携して啓発に努めています。

18歳選挙権導入につきましては、平成27年度の住民協議会より高校生に参加していただき、行政、政治への興味を深めていただく第一歩としたところです。住民協議会参加後のアンケート調査でも、自分たちの暮らしをよくするための意識の変化が伺えました。また、高校生の住民協議会への参加について、「有権者の仲間入りをする高校生」として新聞報道でも取り上げられ、記事の中で、7月10日の参議院議員選挙についても記載され、話題となったところです。こうした報道は、若い世代の投票参加、18歳選挙権導入の啓発として有効であったと思っておるところであります。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 高橋議員。
- ○議員(9番 高橋 直也) ほかの自治体では、先行的に公共施設以外の期日前投票所を開設しているところが出てきています。国やほかの自治体が投票環境の向上に対する方策を打ち出し実施している中、町としての今後の取り組みと展望について、具体的に何かお考えはあるのでしょうか。あればお聞かせください。
- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** 大刀洗町には高校もありませんし、今のところ、別のような何かそのような対策ということは考えておりません。
- 〇議長(山内 剛) 高橋議員。
- ○議員(9番 高橋 直也) 昨今話題になっている教育施設や商業施設における期日前投票所設置は、私自身もとても大切で、ぜひ我が町でも進めていただきたいと思っております。我が町で

例えると、多くの町民が通いなれた大刀洗中学校や買い物客が多く集まるAコープなどの商業施設などもよいのではないでしょうか、費用対効果も十分検討しなければなりませんが、1票の重みに対する費用は、通常の公共事業と異なると私は考えます。選挙権の行使は国民にとって最も重要な権利の1つであり、その権利行使がしやすい環境整備を行う必要があります。そして、全体の投票率の向上に向けて、私たち議員自身も全力で取り組んでいかなければならない課題の1つですので、ともに力を合わせて取り組みを進めていきたいと思いますが、いかがでしょう。

〇議長(山内 剛) 大浦総務課長。

○総務課長(大浦 克司) 総務課の大浦です。よろしくお願いいたします。

この若者の投票率が低いというのは、当町に限らず、先ほども議員が述べられたとおり、全国的な課題というふうになっております。しかしながら、どうやって投票率を上げるかということでは、全国の自治体がいろいろ苦慮されているところであって、当然、我々も考えているところでございます。

そんな中で、若者の投票率を上げるというところから、これは一般的なことですけども、これまでに行われてきましたのは、投票時間の延長、そして、複雑だった期日前の投票を簡素化したこと、今回新たに、先ほど議員のおっしゃられたとおり、大型施設での、いわゆる期日前の投票ができる施設を設けることができるようになったというふうな新たな政策という形で打ち出されたところでございます。そんな中で、先ほど町長も申しましたけど、町内におけるそういった若者への啓発する機会の場所というのがなかなか見つからないのも事実でございます。

そんな中で、我々が今、じゃあ町としてどんなに取り組んでいくのかというところを考えますと、「投票に行きましょう」というふうな言葉で投票を促すというところも、当然大事なことでございますが、今回新たに選挙権、いわゆる18歳まで引き下げられたわけですが、うちのほうの対象の方が、18歳から、いわゆる二十歳未満の方が概ね300名ほど、今度出たというふうに聞いております。その方たちが、身近に政治がかかわっているというふうなところをしっかり、そういった若者とかに伝えていって、投票に、政治に参加意識を持ってもらうというふうなところで、町としては、啓発活動のほうに力を入れていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 高橋議員。
- ○議員(9番 高橋 直也) 私たち議員も投票率に向けて頑張りますので、ぜひ一緒に頑張っていきたいと思います。

次の質問に移ります。低所得者層家庭の子どもに関する質問です。

近年、子どもの貧困が社会問題になっています。特に、母子家庭の子どもの貧困が厳しい状況

にあると言われています。就学援助を受けるなど、経済的に貧困状態にあると推測される子供の数が、九州 7 県で約 4 2 万人以上いることが、西日本新聞の試算で明らかになり、全体の1 9 .4 %でほぼ 5 人に 1 人の子どもが貧困層に含まれているという現状です。九州 7 県のうち福岡県が最も高く、2 3 %という驚きの数字です。

このような話があります。ある高学年の児童は、なかなか学習に集中できずにおりましたが、 しばらくして、担任との信頼関係ができたときに、やっと本当のことを話してくれたということ です。「なぜ勉強に集中できないの」その問いに「どうせうちは貧乏やけん。高校には行かせて もらえない。だから、勉強する気にはなれない」と答えてくれたそうです。また、ある生徒は、 お小遣いがもらえないということで、そのことを心配して「修学旅行に行かない」、そう言って 不登校になりました。だれに相談してよいかわからず、自分1人で抱え込み悩んだあげく、学校 には行かないことを選んだということが後になってわかりました。

多感な時期にある子どもたちにとって、自分の家庭の経済状況を他人に知られることは大変つらいと感じる子が多くいます。そのことを人に知られまいと、一生懸命隠そうとするため、児童生徒の行動の裏に貧困という本人の力では到底解決できない重い課題が潜んでいるということをつかみにくいのも実情です。

このように、学校現場ではここ数年、貧困によると思われるさまざまな子どもの状況が目立ち、 学習権の保障という人権が守られない状況が広がっています。自分の家庭状況を知っている子ど もたちは、将来にあるいは明日の生活にさえ希望が持てず、貧困によって夢までも奪われるので す。そして、成長期にある子どもたちにとって、貧困は精神的、肉体的、情緒的な発達にはかり 知れない影響を及ぼしているということを私たちはしっかりと認識しなければならないと思いま す。

また、そのような中、2014年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。 そこで、我が町において、低所得者層家庭の子どもに対してどのような支援が行われているので しょうか。先ほど申しました学習権の保障に関連し、就学援助についてお聞かせいただけるでし ょうか。

〇議長(山内 剛) 安丸町長。

〇町長(安丸 国勝) それでは、お答えいたします。

低所得者層の子どもに対しての町の支援については、従来より、就学援助制度や児童扶養手当などの制度を十分に活用し行ってきたところです。更に、平成25年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困対策については、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取り組みとして行わなければならないとされました。国が大綱をつくり、県が大綱に沿って子どもの貧困対策計画を策定、その「福岡県子どもの貧困対策推

進計画」の中から、町では3つの事業を県と連携して実施しております。

1つ目は、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言などを行う「家計相談支援事業」です。福岡県立相談支援事業所の事務所の経験豊富な相談支援 員が、ぬくもりの館大刀洗で、月1回相談を受けています。予約制で、相談支援員が出向く出張 相談もあります。

2つ目は、生活困窮世帯の子どもを対象とした「学習支援事業」です。現在、中学2年生、3年生、約10名にぬくもりの館大刀洗で週1回実施しており、居場所づくりにもなっております。学習支援員が、家庭学習の習慣を身につけるために学習支援を行うとともに、生活習慣の改善を図ります。

3つ目は、平成28年度からの新規事業の「子ども支援オフィス事業」です。1つ目の自立相談支援事務所を活用し、貧困の状況にある、または陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつ積極的な訪問支援をする相談窓口を設置しています。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 高橋議員。
- ○議員(9番 高橋 直也) 文部科学省が2010年度から、従来の学用用品費や給食費などに加え、クラブ活動費、生徒会費、PTA費の3項目を追加するよう全国に通知し、九州で導入済みの市町村は1割程度、全国も2割程度と聞いております。我が町はいち早く導入しているということですので、その点はとても評価できると思います。

また、経済的に苦しい家庭を対象にした就学支援制度のうち、学校入学時にランドセルや制服などを購入するための新入学用品費の支給時期を前倒しする働きが各自治体で広がりつつあります。本来は学校入学前に必要な費用だが、大半の市町村では、支給は5月から7月と、学校入学後になっております。そこで現在、町のほうではどのように行われているのでしょうか。就学援助の周知方法と新入学用品費の支給時期を教えていただけるでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 平田子ども課長。
- **〇子ども課長(平田 栄一)** では、御質問に対してお答えいたします。

就学援助の通知でございますけども、新1年生につきましては入学式、そして、ほかの学年につきましては、学期の当初に、子どもを経由しまして、保護者の方に通知を行っておる次第でございます。

それと、新入学用品と就学支援の関係につきましては、先ほどおっしゃったとおり、学期の前半という形でお支払いをしている状況でございます。

以上でございます。

〇議長(山内 剛) 高橋議員。

- ○議員(9番 高橋 直也) 費用工面に苦労する保護者の要望を受け、福岡市が昨年度から3月 支給を始めました。長崎市、熊本市も、2017年春に導入する方針とのことです。我が町でも、 子どもの入学式に間に合うように、新入学用品費の支給など、できないのでしょうか。
- 〇議長(山内 剛) 倉鍵教育長。
- ○教育長(倉鍵 君明) それでは、今の御質問にお答えしますが、新入学用品費は、小学生で 2万470円、中学生で2万3,550円ということになっております。それを前倒しして3月 支給できないかということですが、これは、予算の関係がありますので、今年度は組んでおりま せんからできませんけれども、検討課題の1つかなというふうにも思います。

ただし最近、福岡市が福祉基本計画を立てましたように、配る福祉から支える福祉へと転換しましょうというふうに言いましたが、いわゆる、貧困家庭と言われるところは極めて個別具体の問題がたくさんありまして、入学用品費を3月に導入したから、それが本当にきちんと回るかどうかといったような問題も実はあって、基本的に個別具体の問題がありますので、一律にお金を増額あるいは前倒しして配るという考え方には、一定程度の歯どめといいますか、がかからないと、どうなのかなという気はいたしております。極めて貧困家庭が、うちはそんなに多くはありませんけれども、1つ1つ全部事情が違うんですね。同じ例えば貧困であっても、母子家庭であっても、父子家庭であっても、それぞれ事情が違いますので、我々は相談を、業務をしながら、個別具体に合わせながらすると。

それから、もう1つは、お金の問題の支援だけではなくて、生活支援ですね。つまり、どのようにすれば自立するのか、どのようにすれば、きちんとお金が使えるのかといったような指導もないと、ただ「お金をやります」というだけでは、決していい支援にはならないというふうに認識いたしておりますが、3月支給については、検討までとは言いませんけれども、考慮の1つにはあるのかなという気はいたします。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 高橋議員。
- ○議員(9番 高橋 直也) 可能であれば、ぜひ我が町も導入していただけるよう、改めて要望いたします。

最後の質問です。子ども食堂など、インフラ整備に関する質問です。

貧困などの事情を抱える子どもたちに食事を提供する子ども食堂と、食品を届けるフードバンクの取り組みが九州各地でも広がり、食材の提供や寄附の申し出が相次いでいます。子どもたちにおなかいっぱい食べてほしいと米や野菜を届ける農家、「わずかな額だけど」と蓄えを持ってくる夫婦など、善意の輪が各地で広がっています。

福岡県は、子どもの貧困対策の一環として、コンビニエンスストアで販売しなくなった消費期

限前のパンや弁当、おにぎりなどを無償提供してもらい、NPO法人などを通じて、貧困世代の子どもに届ける仕組みを創設する予定です。また、久留米市では、本年度から子どもの貧困対策事業の一環として、子ども食堂に助成金を支給する制度を始めます。民間の取り組みの支援を通じ、さまざまな事情で食事が満足にとれない子どもたちを地域で見守る環境を整えるのがねらいです。

我が町においても他人事ではありません。子ども食堂などのインフラ整備に関して、今後の取り組みと展望について、何かお考えはあるのでしょうか。あればお教えください。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** それでは、お答えいたします。

経済的貧困や親の育児放棄など、さまざまな事情で十分な食事をとれない子どもたちに、無料や低価格で食事を提供する「子ども食堂」は、福岡県の大野城市や那珂川町、久留米市、北九州市、行橋市、長崎市、熊本市など、九州各地で設置や設置を目指す動きが広がっております。いずれも、子ども食堂を運営している市民団体や地域住民らが運営主体となっています。さっき言われた久留米市でありますが、今年度から子ども食堂を運営する市内の個人や市民団体などに、運営経費年額上限30万円、施設整備の初期経費のみ、上限20万円を補助する子ども食堂補助金事業を実施するそうです。当町におきましては、現状では、子ども食堂など設置についての動きはございません。今後は、県の事業の活用や町の支援対象者を個別に支援し、対処していく予定であります。

- 〇議長(山内 剛) 高橋議員。
- ○議員(9番 高橋 直也) 先日、リニューアルオープンした図書館に隣接するドリームカフェを使って、学校給食がない土曜、日曜に子ども食堂としての運営等はできないのでしょうか。また、うきは市で行っている学習支援うきは市寺子屋のようなボランティア支援員を募り、塾に通えない子どもたちに図書館を利用してもらい、家庭での学習習慣の定着を目標に勉強が行えれば、子どもの貧困対策に大きく貢献できると思いますが、町長いかがでしょうか。
- 〇議長(山内 剛) 倉鍵教育長。
- ○教育長(倉鍵 君明) ただいま、子ども食堂のことでお尋ねですが、まず、基本的には認識として、子ども食堂はインフラ整備ではありません。インフラというのは社会資本であったり、例えば役場であったり消防署であったり、道路であったり橋梁であったり、学校だったりということがこれ、インフラであって、子ども食堂は、ねばならないインフラではない、まずこれは認識いただきたいと思います。

それから、基本的に、子ども食堂が最近話題になっていますが、これは、要するに地域のネットワークなんですよね、基本に始まったのは。つまり、自治体が用意して「ここにおいで」と言

ってもだれも来ないはずです。なぜならば、「あそこに行くのは貧乏な子だ」というふうになりますので、決して食の施しではない。つまり、お父さんやお母さんや地域の方々が、やむにやまれずに起こすと。子どもたちを支援するために。地域のつながりから出てくるものでありまして、私たちが例えば、「ドリームカフェに用意したから、じゃあ来るか」という話ではなくて、皆さん方のネットワークの中から「あそこの場所を提供してほしい」というようなことからしか、子ども食堂というのはどこも始まっていないわけですね。

唯一、北九州だけが公立ということになっておりますけれども、基本的には、まず地域のつながりや子どもたちの支え合いは、社会で育てるというネットワークがまず最初あってということが大前提ですので、教育委員会といたしましては、来年度以降、コミュニティスクールを始めたいと思っておりますが、地域で一体化して子どもを育てるという中で、そういう話が生まれてくれば、私は幸いだと思いますが、今直ちに行政がどこかに用意してということでは、恐らく、この子ども食堂は失敗するというふうに思われますので、その時期を待ちたいと思いますし、できたら、それは支援したいというふうに思っています。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 高橋議員。
- ○議員(9番 高橋 直也) いろいろと問題や課題は出てくると思いますが、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、貧困対策はさらに強化する必要があると思います。また、このような取り組みが徹底されてこそ、「大刀洗町に住んで良かった。大刀洗町に住みたい」という、本当の町の魅力につながると私は思います。町の子どもたちが輝き、羽ばたくことができることを心より願い、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

〇議長(山内 剛) これで、高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

〇議長(山内 剛) 次に、3番、森田勝典議員、発言席からお願いします。

3番 森田 勝典議員 質問事項

- 1. 「子ども110番の家」の現状は
- 2. 陣屋川堤防の転落防止対策は
- ○議員(3番 森田 勝典) 皆さんおはようございます。議席番号3番の森田勝典でございます。 ただいま、議長から発言の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

さて、事前に通告しています「子ども110番の家」の現状はということで、質問の内容を御 説明申し上げます。

私は、平成19年4月から現在まで約9年間、本郷小学校児童の登校時の交通安全指導という

名目で、毎朝、校門の前の県道に立っております。毎日児童と顔を合わせ、大きな声で「おはようございます」と挨拶し、毎朝、すがすがしい気分になりますが、この子どもたちを絶対、交通 事故はもとより、不慮の事件等に巻き込まれないようにするにはどうすればよいか、常々考えて おりました。

しかし、あるとき、朝倉市の市道を車で通過しているとき、ふと見ると、「子ども110番の家」と書かれたカラフルで大きなのぼり旗が数件の家の門柱に取りつけられているのが目につきました。そこで、この子ども110番というのはどういうものかということをネット等で調べたわけなんですが、これは平成9年に兵庫県で発生した当時の例の14歳の少年が起こした児童連続殺傷事件、酒鬼薔薇聖斗か、というような事件がありました。その後、平成17年11月以降、各地で幼い子どもが誘拐され殺害されるという、大変痛ましい事件が相次いで発生し、このような事件を二度と起こさないため、警察や教育関係者はもちろん、お子さんをお持ちの保護者、ボランティアの方々により、地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るための取り組みが進められています。子どもを守るボランティア活動であり、万が一犯罪の被害に遭い、または遭いそうになって助けを求めた子どもを保護し、警察への通報を行う子ども110番の家を、地域住民や事業者等の協力を得て、年々その数をふやしているというものですと説明されておりますが、私たちのこの大刀洗町では現在、のぼり旗やステッカーはほとんど見受けることがありません。こども110番の家の現況を伺います。

そもそも、この取り組みに町当局は以前からどのようなスタンスで臨まれてきたのでしょうかということで、3つ挙げております。「当初の協力者は何軒ありましたか。現在は何軒か残っておりますか」ということです。2番目は協力をやめられた理由の主なわけ。この協力の理由というのは高齢者、高齢になったから何とか、いろいろあると思いますが、その理由がわかったら、よろしくお願いしたいと思います。そうすると、町は今後もこの事業に積極的に取り組む考えはあるかなしかということを伺います。この3つを一括でどうぞ、答弁いただければ幸いと思います。

第1問はこれで終わります。

- 〇議長(山内 剛) 倉鍵教育長。
- ○教育長(倉鍵 君明) それでは、ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、子ども110番の家につきましてですけれども、基本的には、警察から小学校を経由して、各家庭の協力が行われると、そういうような状況になっておるようです。議員御質問の、「当初、現在の協力件数」ですけれども、小郡警察署あるいは小学校に確認いたしましたけれども、現在の件数の把握はできませんでした。しかし、今もステッカーを貼って継続してある家庭はあるというふうに思われます。

次に、「協力をやめた主な理由は」ですが、警察署としては継続して実施されているようでありますけれども、ある小学校においては、協力件数ゼロ件の回答もありましたけれども、「なぜゼロですか」という理由も不明でございました。考えられることは、啓発や周知が行われず、自然消滅した可能性が高いと思いますし、また、この件につきましては、どの自治体もそうですけど、所管があやふやであります。つまり、警察庁のほうからガイドライン等は出ておりますけれども、教育委員会なのか、町なのか、各警察署なのか、あるいは学校なのか、極めて所管があやふやな状況になっているというのが現状でございます。

3点目ですね。「今後もこの事業に積極的に取り組むか」という御質問なんですけれども、本町におきましては、子ども110番のことはほとんど進んでおりませんで、「集団登下校の実施」「防犯ブザー、ホイッスルの推奨」それから、「保護者による青パトによる巡回」それから、「地域懇談会との危険箇所の把握」などを行っております。

地域におかれましては、毎日、見守り隊等による登下校の見守りを行っていただいておりますが、本当に心から感謝申し上げたいと思いますし、また今後とも、子どもの見守りについては、 改めてよろしくお願いいたしたいと思います。

さらに、今年度に至りましては、防犯パトロール用腕章をPTAに配布しておりまして、買い物や散歩時で、もしよろしければ着用していただきたいということで、地域で子どもを見守っているという状況を見せながら、防犯に努めてまいりたいと考えております。

このように、学校や地域が連携して本町の子どもを見守ってまいりたいと思いますけれども、 先ほども申し上げましたように、見守り活動につきましては、この場をお借りして、よろしくお 願いいたしたいと思いますと同時に、厚く御礼申し上げたいと思います。

以上です。

〇議長(山内 剛) 森田議員。

○議員(3番 森田 勝典) 今、教育長からいろいろ御説明がありましたが、大体、全国的に同じような考えだと思います。はっきりした所管がないというのが、どうも私も不思議であったんですけど、じゃあ、子どもはだれが守っていくかということになりますと、なかなか、私たち見守り隊も非常に高齢化しておりまして、だんだんだんだん少なくなってきておるわけなんです。「これもちょっと心配だな」といつも思いながら、私も頑張っておるつもりなんでございますけど、ただ、今おっしゃったように、児童生徒は、登下校時の登のほうにつきましては、学校に来るほうにつきましては集団で来ます。必ずですね。朝7時半から8時までいつも立っておりますけど、必ず一緒に10名、5名というような数でまとまって来ますが、朝は集団登下校で、6年生なり5年生がきちっとリーダーシップをとって来ますから、心配要らないと思うんですよ。

ただ、私が心配しているのは下校時です。下校時は、学校のカリキュラム等で、特に低学年、

1年、2年というのは上学年に比べて1時間ぐらい早く帰ってきます。じいっと見てみますと、なかなか家路に着くまでに時間がかかっております。特に、私が見守っておるところは、わかると思いますけど、びわ堤のそばを通っていく子たちが心配なんです。ひとりでとぼとぼとぼとぼ帰ってみたり、1人か2人で道草食いながら帰っております。たまに、そういうのを見かけたときは、私もすぐ見守り隊の帽子をかぶって、旗を持って後ろからじいっとついていって、あの森を抜けるまで見守ることがちょいありますけど、そういうこういうで、非常に心配ですけど、「青パトで回っておるから大丈夫だ」というような考えもお持ちのようでございますけど、確かに、青パトも1つの抑止力にはなっておると思います。しかし、青パトは4校区とも全部やっておりますか、今。

- 〇議長(山内 剛) 平田子ども課長。
- **〇子ども課長(平田 栄一)** 青パトにつきましては、大堰小学校区並びに本郷小学校区2校区で 実施されている状況でございます。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 森田議員。
- ○議員(3番 森田 勝典) その理由はどういうことですか、やってないとこは。
- 〇議長(山内 剛) 平田子ども課長。
- **〇子ども課長(平田 栄一)** この青パトの事業につきましては、あくまでもPTA活動、保護者のほうでの活動でございますので、行政側から「これをやってくれ」というお願いはやっておりませんので、あくまでも地域からの自主的な活動となっておる次第でございます。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 森田議員。
- ○議員(3番 森田 勝典) これは、あくまでも自主的ということですね。それじゃあ、「もう少し子どもを大切に守っていきましょうや」ということを全町で盛り上げていかなければ、危ないんじゃないでしょうかね。何も今まで、この事件が平成9年にあった、17年にあったということを、ちょっとお話ししましたですけど、まあ「うちの町は安全だ、安全だ」ということを言われると足をすくわれるような状態になるかもしれませんので、その辺は、もう少し教育関係の部署でお話し合いいただいて、全員でこの大事な宝、子どもを守っていこうということを確認していただければと思っております。それで、私の第1番の質問はこれで結構です。大体わかりました。答弁は要りません。

それから、次の2問目の質問のほうに移りますが、これは、本郷の陣屋川堤防でございます。 これは「陣屋川堤防に人や車両の転落防止策を」ということで質問をさせていただいております が、この堤防は、町道井堰から上町線と認定されております。地域住民の大切な生活道路として、 人や物の移動はもちろんのこと、最近は自家用車や運搬車両等、さらには畜産業者や農業者の大型トラクター等が、1日じゅう結構利用されております。

しかし、昨年8月、これ上旬だったと思います。台風絡みの大雨により、陣屋川左岸が大きくカーブしたところに、松本橋の上流から上へ行くと30メーターぐらい上流の側面が大きくえぐられておるということを、散歩中の方から私に。なぜ私に電話があったかと申しますと、私は当時は、陣屋川を守る会の会長をやっておった関係で、会長のあんたに言やあどうかなるじゃろということで、電話がありましたので、早速この河川を管理する久留米の県土整備事務所河川課のほうに電話いたしたわけなんです。その後に、役場のほうには連絡しました。

それから先は意外と、河川課のほうも対応が早くて、今見てもらうとわかるように、1年も半年もほったくったということじゃなくて、きれいに、非常に大きな工事として、護岸を強靭化されております。これには非常に私も感心いたしました。

しかし、今見てみますと、あの部分があんまりきれいになって、昔、護岸に雑草がいっぱい生 えておったから、その雑草が目標となって、これから右のほうは川に落ちますよというような状態だったんですが、今は、一応芝生を養生というような格好で、芝生を張っております。だから、道が非常に狭く見えるわけなんです、のり面からですね。

ここがどうも、もし運転を誤って、道でないところをぱっと行かれたら、川は結構深くなっておりますので、大事故が起こるんじゃないかと思ってこの質問をされたわけなんですが、町のほうとしては、今はこの状態をどういうふうに思われておりますでしょうか。ひとつよろしくお願いいたします。

〇議長(山内 剛) 安丸町長。

○町長(安丸 国勝) この質問が出ましたので、現地は確認をしてきたところでありますけれども、さっき、議員が言われたように、県土整備事務所が早急に対応してくれて、一応危険がないというか、そんなような状況にはなっております。ここにずっとガードレールをつけるとか、そういうことは、狭くてなかなか難しいのではないかと思うんですね。

もともと、あの堤防ですけれども、大体、車がどんどん通るようなふうに整備された道路ではないので、あんまりこれ以上、例えば、ガードレールをつけるとかというのはなかなか難しいのではないかなと、そんなふうに思っています。

〇議長(山内 剛) 森田議員。

○議員(3番 森田 勝典) 今、町長からおっしゃいましたけど、なかなか難しいだろうということは重々わかっております。

確かに、今現在では、ガードレールというのは1メーターぐらいのが、ちょっと飛行機のフラップのような状態でついております。あれで安全だということだとは思いますけど、どうも、私

たちも夜、自分で通ってみたりしても、ライト等はちょっとついておりますから、その分は少し はいいかと思いますけど、ちょうど、うまくカーブしておるんですね、右に。その付近がちょっ と不安でならないわけなんですが。どうですか、その付近は課長さんのほうに聞いてよろしいで しょうか。ひとつ課長、よろしくお願いします。

- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** 建設課の野口でございます。私も御質問の箇所、確認させていただきました。御質問の災害復旧工事で護岸設置された箇所がありまして、実際、段差がある箇所がありました。そちらについては、県土整備事務所のほうに対策をお願いしまして、結果としまして、ガードレールを設置していただいております。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 森田議員。
- ○議員(3番 森田 勝典) わかりました。その話が、今言うこのくらいのガードレールがちょっとついたというだけなんですね。ふれあいセンターのほうから来れば、確かにあれで安全だろうと思うんですけど、反対側から行った場合は、どうもちょっと不安であります。しかし、町が今、それだけしかできないということであれば、これはもう私が、何度もここで同じ話を繰り返しても一緒だと思いますので、今後も十分注意して見ておいてください。もし何かあったときは、そのとき、対応をお願いしたいと思います。

それともう1つ、これも同じことでございますが、これは今の答えを見ると、もう答えはわかっておりますけど、この反対側です。反対側の道も、結構今、車が通るんですよね、バイパスのほうに上がっていって、久留米方面とか甘木方面に行くのに非常に近くなったもんですから、あそこが、どんどんどんだんでっております。ここには全くガードレールは、Tの字のところに1つあるぐらいでありませんので、これも非常に心配ですけど、これも町長に「どうでしょうか」と言うても、さっきの答えと一緒で同じだと思いますので、せっかくならここまで、建設課のほうも十分気をつけて考えておいてください。何かあったらよろしく。

- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** 御質問の箇所は右岸側の堤防のことを言われてあるかと思いますが、 右岸側のほう、322号に接道しまして、交通量増加等予測はされますが、形状として特に変わっているわけではないので、今のところ、措置等は考えておりませんが、御質問のように、経過を見させていただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 森田議員。
- ○議員(3番 森田 勝典) じゃあ、この2問につきましては質問を終わりますが、どうぞ子ど

もの安全と住民の安全、皆さんひとつよろしくお願いいたします。 これで終わります。

○議長(山内 剛) これで、森田勝典議員の一般質問を終わります。

.....

- ○議長(山内 剛) 次に、8番、平田康雄議員、発言席からお願いします。
 - 8番 平田 康雄議員 質問事項
 - 1. 区長から提出された要望書に対する町の対応について
- ○議員(8番 平田 康雄) おはようございます。座席番号8番、平田康雄でございます。私は、 議会報告会において行われました報告の内容の中で、区長さんから出されました要望に対する町 の対応について質問いたします。

4月末に、校区ごとに議会報告会を開催いたしましたところ、121名もの住民の方に出席していただきました。今回の議会報告会は、議会活動の内容を住民の方に知っていただくことのほか、住民の意見を聞くということに重点を置いて実施したこともありまして、多くの方からたくさんの意見が寄せられました。これらの意見につきましては、現在、総務文教厚生委員会及び建設経済委員会において内容を検討中であります。

後日、議会としての考え方を公表することにしていますが、この中で大切なことは、今回の 1件を議会がどのように受けとめ、いかに町政に反映させるのか。これは私たち議員にとって課 せられた課題であるというふうに思っております。年に1度の報告会ですけれども、住民の皆様 がどのような考えを持っておられるのか、よくわかりました。本当にありがたいと思っておりま す。

意見といたしましては、土地取得特別会計予算や定住促進住宅に関する意見、あるいは防災、 熊本地震に関する意見など、たくさんの意見が出されました。内容については「とてもわかりや すく、よかったと思う」「議会と住民とが非常に近くなった」、あるいは「議員がどのような活 動をしているのかよくわからなかったが、今回の報告を聞きわかるようになった」など、うれし い意見が多数出されました。反面「大刀洗ブランドとは何か。大刀洗産の酒やレタスは紹介され ているが、イオンに行っても、大刀洗のものは何も売っていないではないか」あるいは、特産品 加速化マーケティング事業について「もうかるとあるがどの程度もうかるのか、目標はあるの か」などの難しい質問が出されました。また、「議員は選挙のときだけでなく、日ごろから活動 も頑張ってもらいたい」などという、厳しい意見も出されたわけでございます。

そのような中で、私が特に関心を持ったのは、区長さんから出されました要望書に対する町の 対応についての意見であります。具体的には、建設課事業に関する要望及び県などに提出した要 望の2点に関する意見であります。 まず1点目の建設課事業に関する要望について質問をいたします。この件につきましては、内容は若干異なりますけれども、各校区の区長さんからそれぞれ意見が出されました。区長さんが言われるには、「毎年、町から建設課事業に関する要望を聞いてくるので、住民にいろいろと意見を聞いて、要望を取りまとめ提出するけども、その後どうなったのか、全く返事がない。できるできないというのは別として、少なくとも『どうなりました』ぐらいは回答すべきではないか」という意見が多うございました。

また、大刀洗校区の区長さんからは、建設課事業に関する要望について、具体的な意見が出されました。区長さんが言われるのは、「増水時に100メートルほど先の水路から水が逆流し、住宅地に流れ込み被害が出るので改善してもらいたい」ということで要望されたそうであります。この件につきましては、10月のヒアリングにおいて「建設課では対応できないが、産業課のほうで対応できるかもしれないので、産業課に相談したらどうか」と言われたそうであります。産業課に行くと、「この件は建設課の業務だと思うので、後で建設課と打ち合わせをしておく」と言われたそうであります。「それから半年以上たつけども、いまだにどうなったのか回答がない」とのことでした。窓口についても、建設課なのか、産業課なのか、さっぱりわからないということでございました。

そこで、調査をさせていただきました。当該水路は下高橋区にある100メートルほどの素掘りの水路で、住宅の雨水を排水する水路ともとれるし、農地の排水のための水路ともとれるような水路で、建設課が担当すべきか、産業課が担当すべきか、確かに微妙だなと思いました。

区長さんは、住宅の雨水の排水路ということで、担当は建設課だろうと思い、建設課事業に対する要望として提出したそうであります。建設課では、水路の改修というのは建設課事業に該当しないため実施できないが、産業課が担当している多面的機能支払交付金事業で実施できるのではないだろうかということで、産業課を紹介したそうでございます。これに対して、産業課は、当該地が多面的機能支払交付金事業の受益範囲に入っていないということで実施できない、そういうことで、建設課と打ち合わせしておくと答えたそうであります。

建設課で取り組めない事案なので産業課を紹介したのに、産業課の担当者がなぜ建設課に相談しておくと言ったのかなと不思議に思って、尋ねてみました。これは災害の場合で、工事費が40万円以上になると、農業用水路や農道の改修などについても建設課が窓口となって工事を行うこととされているとのことであります。つまり、産業課の職員というのは、多面的機能支払交付金事業では取り組めないけども、災害対策であれば建設課が実施できると、そういうことで、建設課と打ち合わせをしておくと答えたものであります。

そこで、建設課事業に関する要望書の取り扱いについて、建設課にお尋ねしました。「要望については、毎年区長さんから要望書を提出してもらい、予算の範囲内で対応している」とのこと

でした。「区長さんに対する回答はどうしているのか」との質問に対しては、「その年度に実施することが決まった案件のみお知らせしている」とのことで、その他の要望については回答していないというようなことでございました。

確かに、建設課に要望書を提出する際、区長さんのほうで要望の順位づけというのがされておりまして、事業は予算の範囲内で実施されるわけであります。したがって、町内の各区長さんから提出される膨大な要望に対し、それぞれ具体的に回答するというのは、確かに多少無理があるとは思います。しかし、区長さんは住民の意見を聞き要望書を取りまとめ提出するわけで、結果を住民に報告しなければならないわけであります。したがって、一般的な事案は別としても、今回の事案のように、災害など、緊急に対応すべき事案だけでも、現在どうなっているのか、なぜできないのか、その理由を説明すべきではないでしょうか。

そこで、次の3点について町長に質問いたします。

1つは建設課事業に関する要望については、具体的にはどのように対応されているのか、また、 昨年の要望件数と採択件数はどの程度でしょうか。

2つ目ですけども、要望のうち、災害など緊急に対応すべき事案だけでも、取り組み状況やできない理由など、説明すべきではないでしょうか。

3つ目ですけども、下高橋の排水路については、その後、どのような検討が行われ、結果はど うなったんでしょうか。今後、どのように対応されるのでしょうか。

以上であります。

〇議長(山内 剛) 安丸町長。

〇町長(安丸 国勝) それでは、お答えいたします。

まず、1点目の要望についての対応と、昨年度の要望件数及び採択件数についてでありますが、 毎年度、10月ごろに各区長から次年度の建設事業要望ヒアリングを実施した後に、現地の確認 と事業採択の検討を行っております。

2月の全員協議会において、工事予定箇所の現地視察を行い、事業年度の4月に該当がある区長へ工事予定箇所の通知を行っております。なお、採択されない事業要望については、説明しておりません。また、平成27年度の事業要望件数は118カ所で、採択件数は39カ所になっています。

2点目の「災害など緊急性のある事案は取り組み状況や実施できない理由を説明するべきではないか」ということでありますが、原則、災害など緊急性のある事案は、災害が発生したときに直接、対応しております。要望ヒアリングのときに、災害などの緊急な事案が提出された場合には、内容を考慮して対応を行いたいと考えております。

3点目の下高橋の水路についてでありますが、ここも実は、私も確認に行ってきました。先ほ

ど議員がいろいろ説明されたとおり、建設課、それから産業課、どちらも何か、今すぐ補助事業でやるような事業がないということで、今後どうしようかということをまだ決めていないのが現状です。

見たところ、大雨のときにはいろいろ問題があるんでしょうけど、普通のときで見れば、ただ単なる雨水排水ですね。ですから、今後どんなふうにやっていくかというのは、ちょっと今後の課題にしておきたいと思いますので、今すぐどうするという返事は、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(8番 平田 康雄) 建設課事業でも取り組めないということでございますけれども、現に被害が発生しております。農地農業施設災害復旧事業というのがありますけども、この事業の対象にはならないものでしょうかね。それから、この当該事業によって水が逆流しないような工事だけでも実施するということはできないものでしょうか。
- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** 建設課の野口でございます。御質問にお答えいたします。

私も現地のほうの確認をさせていただきましたが、御質問の場所のみで逆流をしないようにする工事というのは、現状ではできないものと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(8番 平田 康雄) 多面的機能支払交付金事業の対象にもならない。建設課事業でも改修工事はできないし、災害復旧事業でもできないということですけども、当該地は毎年被害が出ておりまして、下高橋の住民の皆様が大変困っておられる箇所でございます。ことしも、今月下旬から7月にかけて大雨が降るということが予想されておりますし、NHKの長期予報でも、例年より雨が多いだろうという予想がされています。したがいまして、例年どおりであれば、水が逆流して、ことしも被害が発生するということが懸念されます。

今後の課題であるということでございますけども、これはやはり、そういった被害が出ているときを見計らって、建設課だけでなく産業課も含めて、しっかりと被害の状況を確認して、なかなかそういった事業はできないだろうけども、町の単独事業、何かあれば、そういう事業で何とかならないか、しっかりと検討してもらいたいと思います。

一応、この件についてはこれで終わりたいと思います。

次に、県などに提出した要望書について、質問いたします。この案件は、議会報告会において、 本郷校区の区長さんから出された意見であります。

大刀洗中学校の横の歩道の設置工事が進められていたけども、信号のところまであと100メー

トルというところで工事がストップしていると。早く工事を再開してもらいたいと思い、関係する3区長及び中学校の校長の連名で、平成25年度に町を通じ福岡県久留米県土事務所長宛てに要望書を提出したが、工事は一向に進まず、現在もストップしたままとなっている。昨年も追加要望書を提出し、その後1年近くなるのに、「いまだに何の回答もない。どうなっているか、全くわからない」との意見でした。また、信号までの歩道が設置されていないので、子どもたちがカーブのところで道路を横断している。非常に危険であるということで、横断歩道の設置も要望に入れているということでございました。

この件に関しまして、議会報告会のときは、国道322号バイパスのルートというのが検討中だったので、回答がなかったんじゃなかろうかというふうなことを言いましたし、昨年、ルートが決まりましたから、測量もされたということで、近いうちに工事が再開されるんじゃないでしょうかと、そういうふうに答えたわけでございます。

次の日に早速その場所に行ってきました。当該地はカーブになっておりまして、確かに危ない場所だなあと思いました。特に、通学と通勤の時間帯が同じということで、車はスピードを出してカーブを曲がっていますので、早急に歩道を設置しないと事故が起こるんじゃなかろうかと、そういうことも感じました。

国道322号バイパスについては、3月議会において7年計画で工事が行われる旨の説明がありましたので、間もなく工事は行われるんでしょうけども、やはり、わかった時点で経過を説明すべきだったのではないでしょうか。

ここで問題なのは、地権者の同意がとれ順調に進んでいた工事が途中で中断したために要望書が提出された。にもかかわらず、工事が一向に再開されず、どうなっているのか三、四年もの間、全く経過説明がないということだろうと思います。その後、追加要望書を提出した後1年近くなるのに何の回答もないというところに大きな問題があるのではないかと思います。

322号バイパスの建設は、鵜木の三差路から南本郷の三差路のところまでが工事区間だそうで、鵜木の三差路から春日までは新たに道路が建設され、春日から南本郷の三差路までは現道の整備となっているようです。工事は新たに道路を建設する区間と現道を整備する区間とに分化して行われるのか、それとも一括して行われるのか、また、途中で中断している歩道の設置工事が優先されるのか、非常に気になるところであります。

そこで、次の2点について町長に質問をいたします。

1つは、2回にわたり要望書が提出されたにもかかわらず、なぜ経過説明がないのでしょうか。 2つ目は、歩道の設置工事はいつになったら再開されるのでしょうか。また、今後の計画はどの ようになっているのでしょうか。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** それでは、お答えいたします。

まず、1点目ですね。2回の要望書の提出による経過説明について、答弁いたします。

地元からの要望書は、1回目は平成25年6月に、2回目は平成27年7月に、町から県へ申達をしています。それぞれの要望箇所は、県が行う国道322号バイパス道路整備事業の区間に該当しているため、工事ができないことを県から確認しており、地元へも報告しております。平成27年度に県は道路整備事業へ着手していますが、現時点で詳細な工事の内容が決まっていないため、経過の説明はできておりません。今後お知らせできるようになれば、説明していきたいと考えています。

2点目の工事の再開時期と事業計画でありますが、工事の再開については、時期が決まっていないと連絡を受けております。また、先ほど議員も言われましたように、事業の計画期間というのは平成27年度から平成33年度の7カ年で予定しているということを聞いております。

この322の道路は、やっと着手してもらったところなんですね。それで今、いろいろ言われたところは322の道路に関連しているところですから、「新しいのをやってくれ、やってくれ」と言っててね、「もう元のところも何とかしてくれ」という、何かそういうところは、ほかのところもあるんですね。ですが、そこら辺が難しいところで、やっぱり、これから新しいバイパスにかえますから、その他のところはちょっと我慢をしていただきたいなと、そんなふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(8番 平田 康雄) バイパスのルートを検討中であるため、なかなか難しい旨は住民の方に説明をしていると。その後、県から説明がなかったので、経過説明はなかなかできないということでございますけれども、要望書を提出した後、必ず時間が経過した場合は、何らかの機会をとらえて情報を提供すべきだったのかなと思っております。

毎年、建設課のほうでは、事業要望ヒアリングというのを行っておられるということでございますので、そういった時期に合わせまして、できないならできない、なかなかわからないならわからないでいいですから、そういった情報を提供されたらいいのではないのかなと思います。

そこで、ちょっと再質問をさせていただきます。バイパスの建設工事は町が直接行う工事じゃないので、確かにわからない点が多々あるのは当然だと思います。何十年もの間凍結されていた工事がようやく再開されるということでございますけども、今後の計画は7年計画やということですけども、着工についてはなかなかわからない点があるということで、個人的には一括して入札されるのか、それとも鵜木から春日まで、新しい道路をつくるところと、それから、南本郷ま

での現道の整備と2つに分けて入札されるのか、非常に気になるところでございますけども、そういう点も多分、わからないということでしょうけども、事業が開始された場合、建設の途中で中断している事業ですね、歩道の設置。こういったのが優先されるかどうかということもわからないんでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- 〇町長(安丸 国勝) お答えします。

バイパスの工事にかかったら、今要望しているようなところは、ほとんどストップしないとしょうがないだろうと思いますね。新しいバイパスができた後に町が引き受ける段階でいろいろ要望して「ここはこうしてくれ、ああしてくれ」というのは言えると思いますけれども、まずはやっぱり、新しいのをつくるほうから先行してもらうようになると思いますので、今はいろいろ要望があるところは、ちょっとしばらくの間はできないのではないかなと思っています。

- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(8番 平田 康雄) 新しい道路をつくるというのは、春日までの道路が優先されるということなんでしょうか。
- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- 〇町長(安丸 国勝) そうなると思います。
- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(8番 平田 康雄) 歩道の設置については2度にわたり要望書を提出するなど、校長先生をはじめ地域の区長さんたちが真剣に取り組んでおられますし、非常にやっぱり危険な場所だなとは思っておりますので。それに100メートル程度の工事でありまして、地権者の同意もとれているということであります。通学路道路でもあるし、こういったところは優先的に工事を進めるよう、県に対して積極的に要請をしていただきたいと思います。
- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** ちょっと説明が足りませんでしたけど、今言われている附近は結局、今のバイパスと関連するところなんですね。ですから、最初の仕上がりがはっきりわからないんですね、どんなふうになるのか。だから、今のところは手をつけられないと、そういうことなんです。あとちょっとだからやってしまえと言われる気持ちはわかりますけどね。新しく作る道路と関連していますので、ちょっと待っていただきたいなと、そういうことであります。
- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(8番 平田 康雄) 先ほど言いましたように、一括して入札されるのか、それとも2つに分けて入札されるのかと。多分、この新しくつくる道路が優先されるだろうという気はしてますけどね。2つに分ければ、現道の整備ということになれば、そういう場合は歩道なんかを優先

的にしていただくよう、県に対して働きかけていただければいいんじゃないかと思って言ったわけでございます。ぜひ、そういう点も含めて、県のほうともしっかりと打ち合わせをしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

〇議長(山内 剛) これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長(山内 剛) ただいまより、暫時休憩をいたします。この時計で10時25分から再開します。

休憩 午前10時15分

.....

再開 午前10時25分

〇議長(山内 剛) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、1番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いします。

なお、安丸議員より関係資料の配付を求められておりますので、許可いたします。安丸議員。

1番 安丸 眞一郎議員 質問事項

安全・安心のまちづくりの観点から以下の点について問う

- 1. 移住・定住促進にむけた取り組みについて
- 2. 大型車などの通行量増加に伴う安全対策について
- 3. 下水道事業の財政運営の健全化について
- ○議員(1番 安丸眞一郎) では、配付をお願いします。

〔資料配付〕

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 議席番号1番、安丸眞一郎です。ただいまの配付の資料は、後ほどの質問の中で使わさせていただきますので、後ほど御説明を加えたいと思います。

議長の許可を得ましたので、通告のとおり、安全・安心のまちづくりの観点から、3点について質問を行います。

それでは、まず1点目の質問を行います。

昨年、大刀洗版の地方創生プロジェクトとして、大刀洗"よかマチ"創生プロジェクトが策定されました。

大刀洗町は、平成18年をピークに人口が減少傾向にあり、現在、1万5,500人程度で横 ばいでありますが、今後は、少子高齢化が一層進むと言われており、とりわけ生産年齢人口の減 少による地域経済への影響や、町の基幹産業であります農業をはじめとする担い手不足が課題と なってきています。

このような町の状況を踏まえ、現在、町として、将来に向けた人口減少を克服する手だての一つとして、定住促進住宅の建設など、移住・定住促進に向けたハード面の取り組みがなされております。

あわせて、今回、ソフト面の支援として、今年度、大刀洗町への移住を検討されている方々を 支援するため、ワンストップで対応するということで、移住・定住相談窓口が地域振興課に設置 されたところであります。このことは、6月の「広報たちあらい」の中でも、周知がなされてお ったかと思います。

また、その中で、移住後の支援として、4つの校区センターに地域と移住者をつなぐ地域案内 人を配置するとありました。

そこで、お尋ねしますが、地域案内人の具体的な役割と、担当部署との連携について考えを問 うものです。

以上で、1点目の質問を終わります。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** それでは、お答えいたします。

ワンストップ窓口は、本町に移住を検討されている方へ情報を提供し、移住の支援体制を充実 させるため、6月1日より地域振興課の窓口に設置いたしました。

また、各校区センターに配置しております「集落支援員」を中心に、センターの職員の方に、 「地域案内人」をお願いしております。

具体的な役割は、移住者が地域で生活する上で、集落の慣習、買い物からサークル活動と、生活面から文化面までさまざまな分野の情報を提供し、支援するものであります。

行政情報を発信する役場窓口と、地域情報を発信する校区センターの地域窓口が連携し、移住者への支援体制を整備することにより、地域住民の皆さんとの交流も促進され、校区センターで取り組んでいる「地域づくり」の活性化に繋がるものと期待しております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) ただいまの町長答弁の中にありましたように、今回設置する地域案内人というのは、まず各校区センターの集落支援員として位置づけられている方を、その中で業務をして――業務といいますか、地域案内として、案内人としての役割を果たしていただくということで理解しますが、ということは、各校区に1名の地域案内人の設置ということで理解してよろしいですか。
- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。

○地域振興課長(重松 俊一) 地域振興課の重松でございます。安丸議員の御質問にお答えいた します。

申されましたように、各校区に1名の集落支援員がございます。それと、各センターにセンター長はじめ、若干名の職員の方もいらっしゃいますので、町からお願いしている分は、集落支援員を中心として、センターの職員の方に地域案内人として御支援をいただきたいということでお願いをしている状況でございます。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 現在、各校区センターの集落支援員というのは、以前、各校区センターに町のほうから助成金として、年間360万、出されていたと思います。

そういう中で、集落支援員制度が、平成26年の中で、町のほうにも設置されておりますので、 その際に集落支援員の報酬として、年間60万が現在支払われていると思います。それに伴って、 各校区センターの町からの助成金が300万に減額された。トータル的には360万ですけれど も、そういうふうに理解しているんですが。そうなりますと、今回、地域案内人の配置なんです が、それに伴っての新たな報酬といいますか、何かそういった町からの助成なりの考えは、ある んでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) 現在、集落支援員として活動されている方につきまして、今回、新たに地域案内人としてお願いしている状況がございますけれども、特段、追加として報酬の増加とか、特に報酬をまた別に追加することはございません。現状のままでございます。

特に、地域づくりについて、それぞれ活動していただいているわけでございますので、移住者の支援というのも、一つの地域づくりの一環として考えておりますので、業務の中に含まれていると考えております。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 報酬の手だては特段ないということで理解しますが、やはり確かに各校区センターの集落支援員の方々が配置されているんですけれども、設置された経緯からして、やはりただ単に、これは私の理解不足かもしれませんが、町が出していた360万が、国のそういった集落支援員制度を導入することによって、60万少なく町の予算としてはなるから、集落支援員制度を設置されたというふうにしか理解できていなかったんで、本来の集落支援員の業務とすれば、既にその当時から、地域のコミュニケーター役というか、そういうネットワークづくり、小まめに集落を巡回するなり、そういう役割が課せられておったわけなんですけれどもですね。

やはり今回の移住・定住、特に移住後の支援として思うんですけれども、九州の中でも大分県は、特に移住の人口がかなり多いということで報道もされておりますが、そういう取り組みの中では、今回みたいに集落支援員を地域案内人として兼ねるんじゃなくて、先端的な移住後の支援をするとか、そういった人的配置もなされているようですけれども、今回、最初の取り組みとしては、集落支援員を地域案内人として配置するということですけれども、町としては、その後、次のステップとして、そういった人的配置、この集落支援員以外に配置する考えはありますか。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) 定住相談窓口の設置が、6月1日から設置をしております。現在の状況を申し上げますと、地域振興課の窓口に設置をしておりますけれども、現在の段階では、まだ1名も相談には来られていないのが現状でございます。と、各校区センターに確認をしたところにおいても、まだ相談はあっていないと。

議員が御質問のように、今後、今、地域支援員のほうに、地域案内人として移住・定住の支援をしていただく形でお願いしておりまして、今後の状況を見ながら、もし人的に不足がするとか、何か不足部分がありましたら、その時点でまた検討させていただきたいと考えております。現状は、この体制でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 窓口の相談件数も、策定のプロジェクトの中から見ると、KPI的には12件、年間ですね。それから地域支援員に対する移住後の相談についても16件という数値ですから、そう多くないとは思いますけど、やはり縁あって大刀洗町に引っ越ししてこられた方々を、将来にわたって住んでいただく手だてというのは、やはり町の待つ姿勢じゃなくて、こちらから情報発信、それから積極的にその方々とかかわりを持っていくということが、重要になってくるんじゃないかというふうに考えます。

そういうことで、ぜひそういった移住してこられた方々が今後出てきたときに、その方々の、 こういう方が来られましたよという情報提供、その校区ごとに配置されている地域案内人に対す る情報提供も、それはなされるということで理解してよろしいんでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) まず、情報提供につきましては、町長の答弁でありましたように、 行政に関する情報につきましては、役場の窓口で情報を発信しまして、地域の情報につきまして は、集落支援員のほうで情報を発信していくと。そして町と地域の集落支援員の方で情報を連携 しながら、移住・定住の増加に向けて進んでいきたいと考えております。
- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。

- ○議員(1番 安丸眞一郎) 済みません。私の質問が悪かったんですが、転入された方ですね。 こういう方が来られましたよという情報を、それぞれの校区の地域案内人の方に、こういう方が 来られていますから、よろしくお願いしますというふうな情報です。という意味でお尋ねしたん ですが。
- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) まず、転入者につきましては、各行政区の区長さんのほうには、 連絡が住民課のほうから行くようになっております。

あと、その個人情報等もございますので、必要ということであれば、情報の連絡は行いますけれども、そこら辺は、転入者・移住者の方の意向を伺いながら、必要な情報は提供していきたいと考えております。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 確かに個人のプライバシーの問題もありますけれども、転入されてくる方の意向も確かにありますけれども、やはり今後何かお住まいになられて悩みごととかあった場合に、地域にはこういう方がいらっしゃいますから、その方にあなたの――情報でこういう方がここにお住まいになられていますよということは、お知らせしますという程度であれば、何ら問題ないんじゃないかと思うんですが。

そうしないと、やはりせっかく地域案内人なりその配置する以上、どういうふうな動きをしていいかというのも、その方に対してですね。それは、校区全体的に分け隔てなくするとが当たり前でしょうけど、なかなかそこまではっきりしないとわからない部分もあるんじゃないでしょうかね。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) 移住・定住者の方については、情報提供の一環として、こういうペーパーに、例えば病院はこういう病院がありますよとか、歯科、内科、外科。あと、子供さんが小さい場合には、例えばこういう施設がありますよ、病後児保育とか。で、買い物はこういうところがありますよ。困ったらこういうところ、救急車、警察、防災機関等の一覧表はもう準備して、お渡す形は準備をしておりますので、そういう提供が、そういう求められた場合には、もう基本的には渡すようにしております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 情報はいいんです。私が言っているのは、そういった町の情報じゃなくて、言うように、せっかく地域案内人というか、そういうコーディネーター的な人を人的配置するんであれば、こういう方がここに、例えば私は山隈に住んでいますから、山隈に今度転入

されてきましたから、どうぞ、地域案内人の方に意識的にですね。サポートするのを待つ姿勢じゃなくて、やはりこちらから声かけするようなことが、重要になってくるんじゃないかということで申し上げているわけですけど、そこのところのお考えはいかがでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。——岡田副町長。
- ○副町長(岡田 暁人) お答えいたします。

その町の姿勢ではなくて、その転入されてこられた方に、どんどん働きかけていけばどうかと いう御意見かと思います。

恐らくと申しますか、先ほど御答弁しましたように、ちょっと個人情報の関係で、本人の同意なしで、ここにこんな方が転入されましたということをお知らせするのは、なかなかちょっと難しいところもあるのかなと思っております。

それから、もともとこの地域案内人というものをつくろうということになった経緯としましては、転入の窓口に、毎年700人とか600人とか、そういう方が来られて、その中で、いろんな行政の移住のしおりとか、そういったものはお渡しするんですけれども、その地域の情報まではなかなかお伝えできない。あるいは住んでみて、いろんな生活周りのお困りごとですとか、そういったことが出てくる場合もあります。

一方で、センター長さんなんかのほうで、いろんな移住されてきた方のその相談というのもやはりありまして、その中で、役場のどこにつないだらいいかわからないとか、あるいは転入された方が誰に相談したかわからないと、どうしたらいいかわからないといったこともあります。

そういったこともありましたので、今回こういう制度を立ち上げて、例えば地域の生活をして みてのいろんなお困りごとがあるかと思いますけれども、いろんな想定されるようなことを例え ば一覧にして、役所のその担当部署はどこかとか、そういった例えばそういった一覧をつくって、 地域案内人の方にお渡ししてやっていくというふうなこともしております。

先ほど申し上げたように、年間もう700人ぐらいいるものですから、こちらからどんどん地域案内人の方が出向いていって、地域の中をいろいろ案内するというところには、なかなかいかないと思うんですけれども、ただ、しっかりそういった形でその情報を、相談が来たときには、しっかり答えられる体制をまずつくらせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 取り組みの最初としては、今回の部分でいいかと思うんですが、やはり将来を見据えた上で、転入された方々が、将来とも住み続けられるような地域のネットワークづくりというか、そこら辺が、転入者に限らず、現在住んでいる方々もそうなんですけど、そこが一番重要になってくるんじゃないかというふうに思うわけですね。

ただ単に、人口がふえたからいいんじゃなくて、今、課題となっているのは、やはり地域のネットワークの活性化だろうと思うんですよね。そこらあたりを含めて、今申し上げているのは、やはり町の待つ姿勢じゃなくて、こちらから積極的にかかわりを持っていくというか、求めていくというか、そういったことを今後ぜひ頭に置いていただいて、あわせて地域振興課の担当窓口と、その地域案内人の方との連携をぜひ深めていただきたいというふうに思っております。

1点目については、以上で終わらせていただきたいと思います。

次に、2点目の質問を行います。

2点目については、今、配付しております資料の写真を張りつけた部分を御参照いただきたい と思います。

ここは、写真をつけておりますが、県道久留米筑紫野線と町道273号の松崎山隈線の先にあります、町道149号の下高橋二塚線ですか、を交差するところの安全対策について問うものですけれども、見ていただきますように、ここは、写真の下のほうに、先ごろ、高樋西部の工業団地が開発されたところの西側になるわけですけれども、ちょうど交差点近くに左手にコンビニがありまして、その横にチェーン店のうどん店がございます。

そこで、今回2点目の質問として上げているわけなんですけれども、高樋西部の工業団地は、 安丸町長が就任されて以降、民間の開発を町が支援する形で開発が進んで、全区画完売して多く の企業が来ております。このことは、税収の面からも大変喜ばしいことでありますけれども、そ の多くが物流関係の会社でありまして、御承知のように、かなりの大型トラックの通行がふえて きております。

また、県道久留米筑紫野線の小郡地区内では、現在、四車線化の工事が進められております。 これが供用開始となりますと、今以上に交通量がふえ、交通事故も発生する危険性があります。 そこで、安全対策の面から、現在の交差点に信号機の設置、及び右折レーンの設置などの安全 対策を急ぐべきというふうに考えているわけですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

〇議長(山内 剛) 安丸町長。

〇町長(安丸 国勝) それでは、お答えいたします。

今の御指摘の点は、実は、昨年の9月に警察に正式に要望しております。この信号をつけるというのはなかなか難しくて、県内の要望箇所がものすごく数があるそうでして、それを毎年7月に何か順番をつけるそうです。その中に、ことし、上位のほうに入ってくれれば、来年度の設置ということになるようです。

そういうことで、今後とも警察とは、しっかりと協議をしていきたいと思いますし、それから、 今、御指摘の右折レーンの設置について、これは、県土整備事務所と関連がありますので、そち らのほうとも協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。これからちゃんと、 そこら辺は担当課も承知しておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 県の要望については、昨年9月に実施されて、今回上位にノミネートではないんですけど、要望の上位にいって、できれば来年度実施ということも、今、信号機の問題がありましたけれども、町道の部分としてできる部分が幾つかあると思うんですよね。

例えば、工業団地側から県道側に向かっていくところの、今現在何ら中央線の表示もなくなっておりますし、一旦停止ラインも消えた状態にまずあります。それとあわせて、これは、県のほうにも要望事項になりますが、県道久留米筑紫野線の中の車道と歩道の部分の間にあります植栽帯ですか、ありますけれども、ちょうど高さが普通乗用車の天井部分といいますか、車庫と同じぐらいになるんで、要は町道側から出る車にしても、あるいはその逆にしても、目隠し状態。この写真の右上になります。

右上が県道の状態ですけれども、久留米方面に向かって走った状態ですね。この左手、丸を囲んでいるところは、まさにその場所なんです。それから左下の部分が、これは町道側から県道側、右側方向を見た写真なんですけれども、こういう状態に現状はあります。で、県道側から左折、もしくは走ってくる車が、左折のウインカーを上げているからと思って出ろうとすると、コンビニに入ろうとする車であったり、うどん屋に入ろうとする車であったりして、事故になりかけたところも見受けられます。

ですから、今できることについては、ぜひ急いで対策をしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** 安丸議員の質問にお答えいたします。

町道及び県道の右折レーンに関しましては、警察、県、町を含めて、それぞれ協議を進めているところでございます。協議内容がある程度進みましたら、御質問のように対応させていただきたいと考えております。

それから、資料でいただきました歩道の樹木に関しましては、確かに茂っていることは確認できますので、速やかに現地のほうを確認した上で、必要であれば、町から県に対して樹木の伐採予防をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- **〇議員(1番 安丸眞一郎)** ぜひ、よろしくお願いしておきたいと思います。

右折レーンの関係については、県道部分については、管理者である県土事務所ということですが、町道部分についての部分は、どんなお考えなのでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** お答えいたします。

町道部分が県道に接道しておりますので、町道単独で右折レーンを設置するというのは非常に 困難であります。そこを含めた上での協議を県のほうと行っているところでございます。 以上です。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) わかりました。早急な進展を望んでいきたいというふうに思っております。

それでは、最後の3点目の質問に移っていきたいと思います。

3点目は、下水道事業の財政運営の健全化についてであります。

大刀洗町の下水道事業は、小石原川左岸の農業集落排水事業として、平成7年度から供用開始され、右岸については、公共下水道事業として、平成16年度に一部供用開始、その後、18年度にほぼ全町で供用が開始されております。

さらに、一昨年に、平成25年度には、高樋西部地区の開発地域4~クタールが区域に加えられて、全体計画が556~クタールとなっているところであります。

下水道事業は、環境保全の上からも重要な取り組みと考えているところでありますが、そこで 次の2点についてお尋ねいたします。

まず初めに、整備地区内の現在の加入率は、どのようになっているんでしょうか。

次に、資料も配付しておりますが、配付している資料は、下水道事業特別会計の決算書の数値 データを転記したものでありますけれども、平成22年度から26年度まで、5年間の分担金及 び負担金、使用料及び手数料の徴収状況をあらわしたものですが、ごらんいただくとわかります ように、平成22年度、使用料及び手数料のところを見ていただきますと、これは、92%の収 納率であったものが、年々1%ずつぐらい下がってきております。そして、平成26年度につい ては、87.5%という状況になっております。

そこで、やはり下水道事業の財政運営の健全化から、収納率向上に向けての対策について、町 長のお考えを問うものです。

以上で、質問を終わります。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** それでは、お答えいたします。

まず1点目の「整備区域内の加入率」でありますが、平成27年度末の加入率は、公共下水道 区域が87.1%で、農業集落排水区域は93.7%となっております。また、全体での加入率は87.8%であります。 2点目の「下水道使用料等の徴収率向上に向けての対策」についてでありますが、町からは、 滞納者に対し、年に2回の催告書を送付し、使用料等の納付を促進しております。また、高額の 滞納者を中心に、直接訪問を年に2回実施しています。

あわせて、納付の計画及び制約を立ててもらうことで、使用料の納付を促進しており、引き続き利用者の公平性の観点から、徴収率向上に向けた対策を進めてまいりたいと考えております。

徴収率が下がるのは、だんだんもう頭が痛く、とにかく頭が痛いんですね。これがとめるわけにはいかないので。上水道とセットであれば非常にいいんですけどね、払わなければとめられますから。だからそこら辺が難しいところで、これを督促をやって、徴収をしょっちゅう回るちゅうわけには、人数の制限もありますし、難しいところなんです。ですから、みんな払っていただくようにしてほしいなと願うところです。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) ただいま町長の答弁の中にありましたけれども、滞納者に対しては、年2回の催促なり督促されているということです。これは、税条例に基づいて、支払い期限後20日以内に催促状なり発送するというふうになっておりますけれども、今の町長の答弁の中では年2回ということでしたけれども、今は、1年分を6期──2カ月ごとにしていますから6期ですね。それじゃなくて半年ごとに区切って年2回という理解ですか。
- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** 安丸議員の御質問にお答えいたします。 現状では、半期に1回ずつ、年2回ということで発送しているところでございます。 以上でございます。
- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 督促なり送れば、それなりの通信費は発生しますが、やはり小まめな対応というのが必要になってくると思います。

先ほどの答弁の中にありましたけれども、高額滞納者ということがありましたが、具体的に、 金額的にはどれぐらい滞納される方がいらっしゃるんですか。

- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** お答えいたします。

こちらで御質問でお答えしました高額滞納者の定義といいますか、に関しましては、おおよそ 20万円以上滞納されてある方を対象にしております。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) ですから、高額滞納者というのは、20万以上滞納された方が、高

額滞納者という判断で対応されているとはわかりますけれども、その中で、高額滞納者は、最高 の滞納されている方、把握されていれば。

- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** お答えいたします。

済みません。最高額の滞納者は、今現在では把握できておりませんので、また調べてお答えしたいと思います。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) なぜこういう聞き方をしたかといいますと、やはり滞納額がずっと 積もり積もれば、結果的には、この資料の中にもありますように不納欠損処理に、いわゆる5年 以上の滞納をしたりした場合の税条例に基づいて、不納欠損処理がされていると思いますけれど も、結果的にここの金額がかなりふえてくるおそれがあるわけですね。

ですから、20万円以上については、確かにそういう線引きがあるというのは理解しますけれども、やはり高額にならないうちに、小まめなこちらからの対応をしないと、収納率が下がり、 結果的には不納欠損処理に陥って、町として損失になるわけですね。

実際、平成26年度を見てみますと、420万ぐらいの不納欠損処理が出ているわけです。入るべきお金が無駄になっているということですから、これは、下水道の問題だけじゃなくて税金の問題でもありますけれども、先ほど町長が言われましたように、下水道の場合はとめることができませんので、いたし方ないというか、もう住民の納税といいますか、納めていただくお願いしかないわけです。

しかし、お願いしかないんですけれども、そこには、やはり小まめな対応をしていかないと、 結果として滞納額が積もり積もって、雪だるま形式で積もり積もって、払えなくなって不納欠損 処理になって無駄なお金になってもいけませんので、そこをあえて申し上げているわけです。

それと同時に、ぜひ滞納者の20万円以上の方々の人数も、細かく把握せにやいかんと思いますけれども、その中でも、高額になっている部分についても、ぜひとも担当課のほうで十分把握していただいて、対応をお願いしていただきたいというふうに思いますが。

- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** 御質問のとおり、しっかりと把握した上で滞納者の徴収を強化していきたいと考えます。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 町長が言われましたように、多くの善良な住民に対して不公平とならないように、また下水道事業の健全財政運営のためにも、収納率を上げていただいて、未回収

がないように取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の質問は終わっていきたいと 思います。

〇議長(山内 剛) これで安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

- 〇議長(山内 剛) 次に、6番、松熊武比古議員、発言席からお願いします。
 - 6番 松熊 武比古議員 質問事項
 - 1. 空き家危険家屋について
- ○議員(6番 松熊武比古) 6番の松熊武比古です。よろしくお願いいたします。

空き家問題について質問する予定ですが、たまたま僕の後の平田利治議員も、空き家対策ということで、若干見る目が違うんですが、私なりの空き家対策ということで、いろいろ質問をちょっとさせていただきたいと思います。

3月の一般質問において、危険家屋を含め、大体147物件の空き家がございました。27年度は、先月ですか、説明があったのは、もう既に危険家屋も含めて200軒の空き家が出ているということで、ここ1年間で約50棟増加しているわけですね。

また、28年度には、約600万近い予算をかけて、空き家の調査を行うということも聞いて おります。

ただ、この空き家の問題については、やはり10年以上管理をしていない家と、空き家になって間もなくの家というのは、ちょっと分けて物事を考えにゃいかんのやないかなというふうに思っております。

特にもう10年以上、管理されていない建屋というのは、もう雑木もふえていますし、雑草がかなりふえております。それと、人が住んでいないということは、シロアリ、それからムカデ、それからマムシというのが、非常に繁殖しやすい状況になっております。まして、これが、例えば通学路の横にありますと、マムシから子供あたりがかまれますと、非常に危険であります。ですから、こういう10年以上、無放置の建屋については、空き家対策法でなるべく早く処理していただきたい。

それと、普通、一般に使えるような空き家については、町のほうで、3月の質問では、空き家バンクはなかなか難しいだろうという回答をいただきましたが、できれば、空き家バンクとは申しませんが、せめて相談窓口を役場のほうで設置していただいて、その辺の解消を、相談しやすい町にやっていただきたいと思いますが、その相談窓口について、町長、どういうふうにお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** 相談窓口からですか。通告の質問と大分違いますけれど。

- ○議員(6番 松熊武比古) いや、通告のほうは、一般質問にはなっていないと思います。ただ、こういう危険度があるところを改修していただきたいんですが、一般窓口で、なるべく空き家の軒数を少なくできるような窓口業務ですか、3月の時点で、空き家バンクができないというのを町長からはっきり言われていますので、せめて一人ぐらい置いて、相談しやすい状態に持っていければ、幸いだがなというふうに考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。
- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- 〇町長(安丸 国勝) お答えいたします。

確かに今、空き家を利用するというか、そういうことで考えるのが一番いいと思うんですね。 ところが、3月のときも答えたかもしれませんけれども、大体空き家の程度がいいやつは、ほとんどが中古住宅といいますか、業者が手を入れてすぐ何か販売するんですね。だから、町が関与してできるようなやつというのは、かなり難しいものになっていくだろうと思いますから、そう簡単にはいかないだろうと思うんですね。

確かに、松熊議員がおっしゃるように、何かその、全くだからそういうことをやらないんじゃなくて、何か利用する方法を考えるというか、そういうことは取り組んでいきたいと思います。

実は、福岡の大手の不動産の方にも、そういう相談をしておりまして、いずれは来てもらって、 一応町を見てもらうようなふうになるとは思いますけれども、まだすぐ担当者を置いて具体的に どうこうというところまでは、もうちょっと時間をいただきたいなというふうに思います。 以上です。

- 〇議長(山内 剛) 松熊議員。
- ○議員(6番 松熊武比古) それでは、なるべく設置していただけるようにお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。
- O議長(山内 剛) これで、松熊武比古議員の一般質問を終わります。

- ○議長(山内 剛) 次に、5番、平田利治議員、発言席からお願いします。
 - 5番 平田 利治議員 質問事項
 - 1. 職員旅費について
 - 2. 空き家対策について
 - 3. 貧困対策について
 - 4. 早期退職について
- ○議員(5番 平田 利治) 議席番号、平田利治でございます。5番、平田でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って質問していきたいと思います。

通告では小項目ごととしていますけれども、相互に関連性があるものですから、余り件数もな

いものですから、もう大項目ごとで質問させていただきたいと思います。

まず、職員旅費についてでございますけれども、最近、空出張で公金をだまし取ったということで、詐欺罪で他の自治体の課長が逮捕されておりますけれども、それに関連して他の自治体でも、旅費の精算のずさんな市町が報道されているところでございます。

そういった観点でお尋ねをいたします。

旅費の不正受給防止のための対策について、それから宿泊証明、飛行機の搭乗証明、パック旅行の場合の領収書、それから復命書、旅費精算などについて、しっかり確認されているかどうかについて、御質問したいと思います。

- 〇議長(山内 剛) 大浦総務課長。
- ○総務課長(大浦 克司) それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まずは、1点目の「旅費の不正受給防止のための対策はあるのか」についてでございます。

議員が先ほどおっしゃいましたとおり、ことし3月に、福岡県のある町におきまして、架空出 張によります公金詐欺で、課長級職員が逮捕されたという事案がございました。そんな中で、本 町においては、大丈夫だろうかと懸念されてからの御質問だというふうに思われます。

その町の発表によると、出張旅費の支給につきましては、まず第一に、行き先ごとに定額支給がされていたことが第一点。そして第二に、出張前の行程の確認のみを行い、帰ってきてからの出張後の航空運賃等領収書等の添付が求められていなかったこと。そして、第三には、復命書――帰ってきてからの復命書が、必ずしも提出されていなかったこと。主にこの3点に問題があったというふうに理解しております。

そこで、当町でございますけれども、まず出張旅費の支給につきましては、定額ではなく、実 費支給としております。

次に、出張後の精算には、必ずパックで申し込んだときにはパック料金、そして航空運賃の領収書を添付させております。また、出張後の復命書は必ず提出させるようにしております。これらのことから、既存の規定による適正に処理することによりまして、旅費の不正受給防止に繋がっているというふうに今は考えております。

その次に、2点目の「宿泊証明、飛行機の搭乗証明、パック旅行の領収書、あるいは復命書、 精算請求などは確認しているか」でございますが、先ほども申したとおりでございますが、ただ し、宿泊の証明、そして飛行機の搭乗証明は、確認はしておりません。しかし、さきに述べまし たとおりのパック料金の領収書、そして、復命書、精算等で確認しているところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(5番 平田 利治) 私、前職は国家公務員でございますけれども、国家公務員の場合は、

十数年前にもう既に旅費の不正受給防止のための訓令通達が出ているところでございます。

まず、宿泊証明でございますけれども、泊付きの出張に関しては、泊まったホテルから宿泊を 証明するという、それは個人で書いていって、ホテル側に証明してもらうというような書式にな るんですけれども、それをぜひとってもらいたいなと思うんです。

それから、飛行機の搭乗証明ですね。一泊二日といいながら日帰りで帰ってこれる――東京あたりですと帰ってこられるかもしれない。そういったところを防止するということですね。そういった不正を受給しない、できないような環境をつくっていくのが、やはり幹部の仕事かなと思うんですね。

これについては、条例とかいうんではなくても、例えば部内の内規で、旅費の支給についての 精算はこうすべきだとかいうのを、やはりしっかりしたものをつくっておくべきだと思います。

パック旅行についても、もう宿泊込みでパック。東京を往復すれば、4万円ぐらいでパックできますので、そういうときに、別途宿泊料が出ているとかいうことのないように、必ず精算はしていただくと。

復命書というのは、もう必ずとられると思いますけれども、例えば、農水とか、そういう総務 省あたりに交渉したときには、相手方の名刺を添付させるとか、そういったことを少し細かく規 定されたほうが、そういった環境をつくっていくというのが急務ではなかろうかと思っておりま す。それについてよろしくお願いしたいと思います。

あと、更問で用意しておいてくださいといった一件が、マイレージでございますけれども、国の機関の場合は、公の公金で旅費が出た場合に、マイレージは使うなという指示が出ておりますけど、それについて何か取り決めがございますか。

〇議長(山内 剛) 大浦総務課長。

○総務課長(大浦 克司) 先ほどのマイレージにつきましては、先日、平田議員のほうから追加 ということでいただきました。まずもって、マイレージとか、マイルとかいうことについてちょ っと確認しておきたいと思いますが、いわゆる飛行機を利用した場合、航空会社が実施する飛行 機を使用した場合にたまるポイント制度でございまして、ポイントがたまれば、このポイントも 何回も利用していかないと、ポイントはそんなに、ポイントがたまる中で10回以上ぐらいを利 用すれば、1回が無料になるというところでございます。

このポイント制度というのは、個人での申請であって、団体とかそういったものが持つことはできないというふうなことになっているようでございます。

それで、先ほど議員の御指摘のマイレージ制度についての町の規制とかいうのはあるのかというふうなことでございますが、結論から申して、今のところは、この規制制限とかは特に設けてはおりません。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(5番 平田 利治) ぜひ国の機関と同じような取り扱いで、その出張の際のマイレージ 使用は、使用させないというのを明文化して、規制してもらいたいと思います。

旅費については、これぐらいにしまして、次に、空き家対策についてでございます。

昨年5月に施行された空き家対策特別措置法がございますけれども、これに基づく対策の進捗 状況と、空き家の相続人や持ち主との交渉、及び勧告の実績があるのかどうか。年に1回は、持 ち主等から、進捗状況報告を求める必要があろうかと思うんですが、その点についてお伺いした いと思います。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** それでは、お答えいたします。

まず1点目の「昨年5月に施行された空き家対策特別措置法に基づく対策の進捗状況」についてでありますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の成立により、特に危険な家屋については、「特定空き家等」として、所有者等に対する指導、命令等の手続きが法律に位置づけられたところであります。

本町では、今のところ、条例に基づく対応のみ行っており、法律に基づく指導などは行っておりませんが、昨年末に特定空き家の判断基準が示されたことを踏まえ、今後は、必要に応じて法に基づく指導勧告、命令などを行っていくこととなります。

また、空き家対策特別措置法において、市町村がデータベースを整備するよう求められていることも踏まえ、本町における空き家の現状把握のための調査について、6月補正予算案として提案しております。内容としては、物件への目視による調査や、管理状況及び利活用の意向に関する所有者へのアンケートなどを予定しており、年度内の完了を目指しております。

また、法施行後の昨年7月に、空き家対策の推進体制として、関係課で構成する空き家対策プロジェクトチームを設置いたしました。現在メンバーで情報共有しながら、危険家屋への個別の対応方針、利活用の促進に向けた対策などについて、随時協議しているところであります。

今後とも、現況調査で得られたデータも活用しながら、法に基づく対応を含め、空き家対策を 推進して参りたいと考えております。

それから、2点目でありますが、「空き家の相続人や持ち主との交渉、及び勧告の実績はあるのか」について、お答えします。

危険な空き家、雑草、植木など繁茂の苦情のあった案件につきましては、所有者等に対し、適 正な管理や除草伐採のお願い文書などで交渉をしております。文書や電話でのお願いについては、 随時条例に基づく勧告について2件実施しており、状況の改善も見られるところです。 次に、「年に1回は、持ち主等から進捗状況報告を求めることも必要ではないか」ということでありますが、空き家等対策推進特別措置法の中では、所有者等の管理の報告義務に関する規定はございませんが、法律で規定する限度において、空き家等への調査を行うことが可能となっております。

空き家等の適切な管理は、所有者の責務となっており、助言指導等により状況が改善されない場合は、勧告・命令などの手順で、より強制力を持った対応ができるとされておりますので、これに沿った対応を進めて参りたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(5番 平田 利治) 空き家対策特別措置法については、強制執行の規定ができた関係で、 非常に細かい手続きを踏んでしっかりしたものを、要は憲法29条を侵害するものですから、そ こまで規制強化をしたということと思います。

昨年、区長さん方にお願いして、ある程度は調べられて、100軒近くですね。改めますと、次にまた漏れている部分とか入れたら、200軒ぐらいという報告がありましたけれども、まずはこの特別措置法に基づくそういうデータベース化をする前に、基本的にもう勧告、要は危険だという家屋が20軒ほどあるということでございます。

うちの近くにも、ツタが生えて、通学路にもうかかわってくるようなところがありまして、そこの相続人等々とも話はしておりますけれども、勧告をすれば、ある程度は速やかに整理ができて、今年度予算化されていますけれども、空き家等実態調査、業務委託、580万ぐらいあるんですが、そこまでかからなくても、ある程度スムーズに進んで軒数も少し整理できるのかなと思うんですね。

ついては、そういう危険家屋について、勧告を早急に出していただくようにお願いしたいと思います。これについては、経済委員会のほうでも対応していきたいと思いますけど。回答はいいです。

次にいきます。

次に、貧困対策でございますけれども、高橋議員とダブったところについては、割愛させていただきたいと思いますけれども、全体的には、経済的に困窮している家庭への援助、それから現在実施している、考えているものですね。実施しているもの、考えているもの。それから経済的に困窮している家庭がどれぐらいあるのか、そういった実態把握。

それから、これは子どもの関係になりますが、就業援助制度の支給対象者の割合がどれぐらい あるのか、これについて回答をお願いしたいと思います。

〇議長(山内 剛) 安丸町長。

〇町長(安丸 国勝) それでは、お答えいたします。

まず1点目の「経済的に困窮している家庭の援助について、現在実施しているもの、今後考えているものがあるか」ということでありますが、以前の議会でも御説明しましたように、生活困窮や生活保護に関する業務は、大刀洗町の場合、北筑後保健環境事務所が管轄しており、住民の方より相談があった場合など、保健所等へつなぐというのが町の大きな役割となっております。

議員がお尋ねの困窮家庭への援助については、町単独ではなく、県などの関係機関と連携して、 就労支援事業などの自立支援プログラムへつないでおります。

また、子どもの貧困対策としては、高橋議員の質問に対する答弁で述べましたとおり、福岡県の子どもの貧困対策に関する施策、事業の中の3つの事業について実施しています。また、新たな支援については、今後の状況を見て考えていきたいと思います。

2点目の「経済的に困窮している家庭がどのくらいあるか」についてでありますが、町の生活保護受給者については、平成28年6月1日現在、生活保護受給世帯数は、62世帯、支給者数は99人、保護率は0.6%となっております。平成26年度の県の保護率2.6%より低くなっております。

また、生活保護受給世帯62世帯中、17歳以下の子どもがいる世帯は、10世帯で16%であります。

以上です。

〇議長(山内 剛) 倉鍵教育長。

○教育長(倉鍵 君明) 3点目の就学援助についてお答え申し上げたいと思います。

支給対象者ですけれども、平成27年度には、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者が14人、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者が121人、計135人となっております。割合は、小学校で9.7%、中学校で12.5%、全体で10.6%、補助金額は総体として924万6,740円となっております。

平成24年度には、対象人数、補助金額は減少しましたけれども、だんだんと増加しているという状況です。

ちなみに、平成25年度実績ですけれども、全国平均は15.68%、福岡県は22.63%となっており、この形で推移しているというふうに思います。

町としましては、今後とも、保護者へ制度の周知を行いますとともに、経済的な理由によって、 就学困難な児童生徒に対しては、相談員とか、スクールソーシャルワーカーとか、いわゆる子ど もたちの自立を支えるために、負の連鎖を断ち切るために、きめ細かい援助をしていきたい、支 援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(5番 平田 利治) 他の市町村に比べれば、非常に低い数字はよく理解しました。

なお、基本的に、根本問題は、親の就労支援が第一だと思うんですね。その環境を整えてやって、なおかつ例えば働けないとか、そういう人方に対する援助をしていかなきゃいけないと思うんですね。ただし、それも与えるんじゃなくて、お互いに協力し合いながらやっていくという態勢が必要かなと思っておりますけれども。

あと1点だけ、学習支援について、国のほうも大分負の連鎖を生まないための教育支援を、あちこちでやりつつありまして、足立区なんかでも、この間、新聞に載っておりました。公民館を使って教員のOBがやっておられ、ボランティアでやられているというところも新聞にありましたけれども、大刀洗町も、ふれあい塾というのがボランティアで今やっております。

そういったところをもう少し活用して援助しながらやっていってから、もう少しそういった貧困家庭の学習支援につながるのではないかなと思っておりますので、その点も考慮してやっていっていただきたいと思います。

これについては、回答はもういいです。

次にいきます。

最後になりますけれども、職員の退職状況についてでございますけれども、町長が就任されてから、50代の役場職員が、定年を待たずに早期に退職する者が増えております。定年まで安心して働ける環境づくりというのをどう考えているか、その点も含めて回答をお願いしたいと思います。

- 〇議長(山内 剛) 大浦総務課長。
- ○総務課長(大浦 克司) ただいまの平田議員の質問につきまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、町長が就任してから、役場職員が定年を待たず早期に退職するものが増加しているがというふうなことでございます。本町職員の退職状況を見ますと、平成21年度から、毎年早期に退職する職員がいる状況にあります。

ところで、一方、総務省が実施しました平成26年度の地方公務員退職状況調査結果というのがございました。これによりまして、市町村職員の定年退職以外の退職、いわゆる早期退職とか、自己都合退職があるわけですが、の割合は47%と、約半数を占めているという報告も上がっているようでございます。そこから見ますと、この早期退職につきましては、全国的な傾向があるというふうに一部考えられるというふうに思っております。

そんな中で、本町職員の退職の理由については、自己都合や勧奨によるもの、いわゆる早期退職は、極めて個人的なこと、事情でありまして、本人に対して確認することは、こちらのほうか

らはございません。一般的に申しますと、退職者一人一人を取り巻く環境、生活環境は、やはり それぞれ違うわけでございますので、さまざまな理由が、退職者の中にはあったというふうに思 います。

次に、「定年まで安心して働ける環境づくりについて」でございます。

まず、安心していというふうな観点から申しますと、本町職員のまず労働安全、労働衛生、い わゆる健康の面から見ていきます。これによりますと、今現在、副町長を委員長とした管理職を 中心とした衛生管理委員会を設置しておりまして、職員の健康障害を防止するための基本的なや るべき対策とか、あるいは定期健康診断の結果、及びその結果に対応するための検討及び実施を しているところでございます。

具体的に申しますと、本町にいます産業医が設置しているわけですが、こちらのほうから、メンタルヘルスの自己チェックから、職員健康診断の結果に基づいた個別の面談等を実施しているところでございます。

また、議員御存じかとも思いますが、昨年度からストレスチェックというものが始まりますと、 50人以上の従業員、いわゆる職員がいるところは、これは義務的になっております。これにつ きましても、町のほうでは近々実施するようにしております。

そういった職員のストレスの状況を自分で把握し、そしてよりよい働ける環境づくりというふうなものに結びつけていきたいというふうに思っております。

それから、本人や家族の事情によりまして取得できる、いわゆる病気休暇、あるいは介護休暇 など、この制度につきましては、国のほうからも示されているとおり、国と同様の休暇、休業制 度を整備しているところでございます。これからも引き続き、職員が安心して働ける環境づくり に取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

〇議長(山内 剛) 平田議員。

○議員(5番 平田 利治) 退職事由については、なかなかわからないんですけれども、国や地方の退職金が、平成24年度に8%減になるということで、駆け込みで勧奨がふえた時期がありますけれども、基本的に年金が65歳まで満額支給されないということで、公務員は60歳を過ぎても再任用でつながっていくというシステムに変わりつつあるんですね。

町の職員というのは、私もそういう意識でしたけれども、定年まで勤めるというのが、町の常識であったと思うんですけれども、非常に早期退職がふえているということで、この8年間で定年退職が33人でございますけど、早期退職が18人に及んでおりまして、35%が早期退職になっております。

退職する理由というのはそれぞれあると思いますけれども、基本的に定年まで働かせる、そし

て再任用で継続させるというのは、そういうシステムを少し意を用いていただきたいと思っているところでございます。

有給休暇も、昨年の大刀洗町の職員の有給休暇を聞いたら、平均6日でしたね。これも極端に 低いんですね。土日出勤も結構多いんで、代休もやらなきゃいけないんですけどね、そこら辺も やられていないんじゃないかと思いますね。

そういう点で、要は、この8年間で50人の職員が入れかわっているということになるんですね。そうすると、役場って結構、国の事業をそのまま実施する機関でございます。機関委任事務みたいな仕事もしていますから、結構難しい仕事がいっぱいなんですね。法律もいっぱいあります。

そういうのをなかなか育てていくちゅうのは大変なんで、そういう早期退職者をふやさないというのと、少し職員をふやしたほうが、またそれ以外にいろんなストレスがたまらない状況をつくっていただきたいと思っているところでございます。

これについては回答はよろしゅうございます。これで終わりたいと思います。

〇議長(山内 剛) これで、平田利治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長(山内 剛) 次に、2番、黒木徳勝議員、発言席からお願いします。

2番 黒木 德勝議員 質問事項

- 1. 地震対策について
- ○議員(2番 黒木 徳勝) 2番の黒木徳勝です。ちょうど今11時35分でございますので、 よければ、12時に終わりたいと思いますので、明確な回答をお願いしたいと思います。

それでは、大項目でお願いしたいと思いますけれども、地震対策についてですね。

ちょうど熊本の地震、4月14日の午後9時26分、また4月16日の午前1時20分に発生いたしました地震対策について、大きな地震がありまして、熊本県内においては、死亡者もたくさんありまして、また家屋の倒壊等が相次いだ中で、町としてどのような対策をとられたかというふうなことをまず第一点ですね。

2番と3番の、大体同じようなことでございますけれども、余震、また降雨等に伴う二次災害 の防止体制の整備は、どのようになっているかと。

それと、3番目につきましては、住宅の耐震改修費が、熊本県につきましては、大体6割程度しか、町が申請しておらないということでございますけれども、福岡県については、この補助制度は、全部町村は対策をとっておるようでございますので、そこら辺についての住民への啓発等がどのようになっているかというふうなことをお尋ねしたいと思います。

4番目は、避難所の耐震基準は調査されたかということにつきましては、今、大刀洗町に

13の避難地区があります。その中で、非常に菊池の就業センターでももう古うございます。それと、大刀洗校区の婦人センターですか、それについても大分古うございます。その辺についての耐震基準はどのようになっているかというふうなことですね。

それと、5番目につきましては、避難所を設置する場合の基準を設定しているかということについては、結局、大雨については、ある程度した場合については、基準は、この大刀洗町の地域防災計画に書いてありますけれども、地震対策については書いておらないわけですね。

ことしの地震については、やはり非常に私の近くの家についても、車の中で生活したと。非常にやっぱり家は危ないというふうなことで、車の中で生活したということもありますので、そこら辺についての啓発等がどのようになっているかをお願いしたいと思います。

ちょうど、5月の広報については、この平成28年度熊本地震への支援についてというふうなことで、いろんな義援金なり、人的支援についてというふうなことが書いてあります。それと大雨についても書いてありますけれども、問題は、実際、想定外のことで出てきておりますので、そこ辺についての区長さんの連携、それと民生委員さん達の連絡等は、どのようにとらえたかというふうなことが、非常に大事だと思います。そこら辺についての回答も、お願いしたいと思いますので、よろしく。

第1回目は、これで終わりたいと思います。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** それでは、お答えいたします。

まず一点目の、「発生時に町としてはどのような対策をとったか」についてであります。

4月14日及び16日に発生した熊本地震は、当町においても、震度3及び4の揺れを観測し、 発生後、直ちに担当職員などによる第1配備態勢をとり、情報収集及び被害状況確認のための町 内巡視を行いました。巡視した結果、数件の被害を確認し、防災機関へ報告し、16日中は、電 話対応など、待機をしておりました。

次に、2点目の「余震、降雨などによる二次災害の防止体制の整備はどのようになっているか」について、答弁いたします。

町内巡視により、下高橋において、2軒の住宅の屋根瓦の一部損壊がありましたが、各自、青シートで屋根を覆うなどの対応がなされていました。二次災害の防止体制については、被害状況が少なかったことから、防災機関と連絡をとりながら、担当職員が待機する形で対応いたしました。

3点目の「住宅の耐震改修費の補助制度」についてでありますが、まず対象となる住宅は、町内に存在する木造戸建て住宅であり、昭和56年5月30日以前に建築、または着工された住宅

で、現に移住者がいることが条件になります。

また、住宅改修前の建築士の耐震診断により、評点が1.0未満と診断された住宅が対象となり、住宅改修後は、評点が1.0以上にする必要があります。対象となる費用は、耐震改修工事及び耐震設計に要する費用になります。

補助金交付制度については、町内事業者が工事を行う場合、耐震改修工事に要する費用の40%に相当する額とし、60万円が上限となります。また町外事業者の場合は、工事に要する費用の20%に相当する額とし、30万円が上限となります。

4点目の「避難所の耐震基準は調査したか」についてでありますが、町内には、先ほど議員が 言われましたように、指定避難所として、各小中学校、校区センター、中央公民館などを合わせ て13カ所を設定しておりますが、調査及び耐震工事は完了しており、現在は、全ての避難所で 耐震基準を満たしております。

5点目の「避難所を設置する場合の基準を設定してはどうか」についてでありますが、避難所 を開設する基準は、風水害対策を含め、「大刀洗町地域防災計画」には設定しておりません。

その理由の1点目として、被害の状況によっては、住民の皆様が避難することで、かえって危険になったり混乱を来たす場合があるためです。例えば、4月16日の地震発生時には、夜間の避難は危険と判断し、避難所の開設は行いませんでした。被災状況に地域的な隔たりがある場合もあります。

2点目として、住民への周知や避難所、準備、運営には、一定の人員や時間を要することから、 その時点での人員の状況等を考慮する必要があるためです。

例えば、今回のように甚大な被害が起こった場合、交通が寸断されたり、職員自身も被災している場合がございます。その際には、その時点の被災状況と人員の中で、最善の判断を行っていく必要があります。

地震は、大雨などと違い、突発的に発生するものであり、避難所開設については、災害状況等さまざまな情報を収集し、災害対策本部で協議し、総合的に判断しなければならないと考えております。一概に震度幾つ以上は、避難所を開設すると基準を決めるより、さまざまな状況が想定されるため、現状に対し的確な対応をとることが重要だと考えております。

以上です。

〇議長(山内 剛) 黒木議員。

○議員(2番 黒木 徳勝) 今、町長が対策本部をして、結論を出したというふうなことでございますけれども。夜間ですね、夜間ということでありますけれども、そういう危険等をする場合については、大雨等については、非常にやはり用水路に落ち込んだりする場合があるわけですね。今度の地震については、夜であっても、私が言いたいことは、一つは区長さんですか、区長さ

んなり民生委員さん方については、やはり電話連絡等でも、こういうのを対策をしたというふうなことの連携等があったかどうかをちょっとお聞きしたいと思いますけど、そこ辺については、担当者はどうですか。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- 〇地域振興課長(重松 俊一) 防災・防犯を担当する地域振興課の重松でございます。

まず、区長さんの連絡につきましては、今回は連絡をしておりません。というのは、避難所を 開設する、もしくは避難勧告等を発令した場合には、25の行政区の区長さん、及び民生委員さ ん等に連絡をしておりますけれども、今回は、町としては、特に対策というか、避難所の開設は しておりませんでしたので、連絡はしておりません。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) 私が言いたいことは、結局こういうことで、対策本部を設置したと、 そして会議をしたと、町長以下ですね。そして、今回の場合については、結局避難所は設定して おりませんので、何かあったときは、そういうことで住民の方々が、やはり区長さんやら民生委 員さんやら、私たちに電話があるわけですね。

そこら辺のことを住民に、やっぱり不安があっておりますので、そこ辺の対応を、ぜひ私は今後していただきたいというふうなことを考えておりますので、町長さん、そこ辺についての考え 方を一応出していただきたいと思います。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- 〇町長(安丸 国勝) お答えします。

地震は、この地域では余り起こらないんですね。この間の震度4というのは、もう本当に珍しいというか、そういうことでびっくりしたわけですが。ただ、日本中どこでも、震度6ぐらいは起こりうる可能性はあるそうです。ただ、それがいつ来るかわからないと。そこが地震の怖さなんですけれども。確かに言われるように、何かちゃんと、見回りもしたよ、対策もとったよということを知らせてほしいということですから、その点については、今後注意をしておきたいと思います。

ただ、風水害についてでありますが、さっき言われたように、水の関係では、避難をするというのはなかなか大変なんですね。実は、筑後川の河川事務所からも、昨年の9月の鬼怒川の氾濫があってのことですけれども、筑後川も絶対大丈夫ではないとはっきり言われたんですね。

実は、その協議を5月の12日に河川事務所が来てやりましたから、その後でありますけれど も、佐田川左岸の関係の区長さんたちには集まっていただいて、一応何といいますか、その避難 指示とか、そういうときの対策はとっております。 地震は、我々が生きている間に来るかどうかわかりませんけど、今後は注意しておきます。 以上です。

- 〇議長(山内 剛) 黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) 避難については、ちょっとあと最後になりますけれども、私が言いたいことは、今、町長が申しましたように、想定外というんですかね、これは、熊本の地震もそうだったと思います。九州は安全ですよというふうなことで、熊本県内においても、いろんな自動車メーカー等も、もう地震のないというふうなことで誘致が来たわけですね。しかし、実際想定外で非常に自動車産業も打撃を受けたというようなことです。

それで、うちの場合については、耳納山脈ですね、そこが大体、これも将来的に、ここ数十年 は起きらないというふうなことでありますけれども、これは、やはり想定外というふうなことが ありますので、県としても、この撤去作業ですかね、いろんな県としても、やはり今度地震災害 が起きた場合のいろんな倒壊等の除去、そういうことも、県も大体この前新聞で発表しておりま す。

そこら辺について、やはり今後の対策としては、区長さんなり民生委員さん方については、連 携連絡ですか、そういうことぐらい、ぜひしていただきたいと思います。それが一点です。

それと、一つは、今後やはりこの地域防災計画の中で、今、町長が申しました昭和56年5月 以前に建築されたものについては、これについては補助対象になっとるですね。そこら辺につい ては、やはり住民もあんまり知らないわけですね。

ここら辺について、やはりこれは、派遣費用は1件当たり3,000円でございますので、そ ういう中で、この計画書の中には、結局町は、町内にそういうふうな、技術者を選考するという ふうな過程があるようでございますけれども、町内業者には、そういう方はおりませんよという ふうな課長の発言、ちょっと相談したときがそういうことでございました。

そこら辺については、市については、大体そういうような専門技術がおるわけですね。大刀洗町はおらないというふうなことの課長との話し合いでございましたけれども、これについて、今後やはり大刀洗町はおらないなら、そういう技術者の要請といいますか、そういうことをどういうふうな考えでおられるかを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) 先ほども言われた、私のほうが職員がいないというのは、その技 術職員ということですか。危険家屋判定士とかそういう内容、それとも何ですか、耐震基準がで きる、判定ができる職員がいないという、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。
- 〇議長(山内 剛) 黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) 専門技術員です。判定するですね。結局県の建築住宅センターから

は、アドバイサーが派遣で来るわけですね。これについては、1件3,000円です。しかし、 それを今度は自分の住宅を判定する専門技術員を、言うなら町で委託しますよというようなこと をこの中に書いてあるわけですね。だから、そういうことはどうでしょうかちゅうふうなことで す。専門員です。専門員のことです。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) 御質問の職員というのは、耐震基準を判断する職員ということで ございますね。はい。それについては、近隣の市町村を見渡しても、判定できる職員は、多分雇 用はしていないと思います。

これは、おっしゃってある昭和56年以前の木造建築物において、耐震基準が0.7未満の場合には、今回、県なり町が補助している住宅耐震の補助が該当するということで、そのための耐震調査については、恐らく近隣市町村も含めていませんので、県の住宅センター、あちらに委託して専門の職員が派遣する形になっております。

この職員を町のほうで委託、もしくは要請というと、非常に時間と金額もかかりますので、一 応町としては1人、建築の技術者を1人雇用はしておりますけれども、耐震基準までちょっと見 れないと思います。

これを雇用なり委託するとなると、また別の費用もかかりますので、それはもう従来どおり建 設技術センターのほうに委託して、耐震基準をやっていただくほうがいいかと思われます。 以上です。

- 〇議長(山内 剛) 黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) そこで、再度、もう最後になりますけれども、この中で、結局、専門の技術員、コンサルタント、行政職員のOBなどの登録等を推進すると、ここに明記してあるですたいね。ね、課長さん。ここに明記されているけの、登録等びしゃっとやはりすべきというふうなことで考えておりますけれども、そこら辺については、いかがでしょうか。

それで、この計画書を書いておるんならの、やはり登録するち書いてあるなら、登録ぐらいは していいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- **〇地域振興課長(重松 俊一)** 済みません。何ページに明記されてある分ですかね。
- 〇議長(山内 剛) 黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) 184ページです。

あのですね、この大刀洗町の地域防災計画の中の184ページに、第5番目に書いてありますけれども、余震ですね。降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備というようなことで、「町は、

余震あるいは降雨等による二次的な水害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者(コンサルタント、行政職員OBなど)の登録制を推進する」と書いてありますので、そこら辺を書いてあるなら、そういうふうに登録ぐらいをする考え方を持っていただきたいというふうなことで、質問したわけでございます。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) 場所はわかりました。このおっしゃってある専門技術者というのは、災害があった場合の建物応急危険度判定士ということだと思います。これについては、確かに職員はいませんけれども、年数回、県のほうで研修会が実施されておりまして、私の知っている範囲においては、町内では1名、建築士の方がこの危険度判定士を持ってある方がいらっしゃいますので、必要とあらば、町内の設計士、もしくは県のほうに登録されてあります建築物応急危険度判定士のほうに委託をして、建物のレッドカード、イエローカードとブルーカード、そこら辺を張って、その耐震というか、災害のときに安全な住宅なのか、そうでないのかを委託して判定をしていきたいと考えております。
- 〇議長(山内 剛) 黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) あと二、三分でございますので、ちょうど時間内に終わりたいと思います。
- ○議長(山内 剛) まだありますよ、時間。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) 今後の地震の問題については、やはり想定外の地震が来るわけですね。非常に、私たちも住んで、近所の人たちが非常にやっぱり不安がっております。中には、お座敷の壁が崩れたというところもあるようです。

そこら辺については、町長、今後、その区長さんなり民生委員さん等の、こういうことで会議 いたしましたと、そして、今度の地震について、やはり避難場所も、いざちゅうときはこういう ことをしておりますというふうな情報等を流すということが住民にとっては非常に大事だと思い ます。

そこら辺のやはり連携なり連絡等をぜひお願いしたいと思いますが、そこら辺についての確認 を再度町長、お願いしたいと思います。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** わかりました。近いうちに、区長会を催されるようですから、そのときに 出席して、いろいろと今回の対策についても話をしますし、今後の対策のとり方についても話を したいと思います。

以上です。

〇議長(山内 剛) 黒木議員。

○議員(2番 黒木 徳勝) 今、町長が、やはり今後の対策として、住民が安心して暮らせるというようなことが大事でございますので、そこら辺についての連絡ですか、それと、よければ課長さん、広報等についても、そういうふうな補助制度がありますよというようなことも、ぜひ記載をしてお願いしたいと思います。

ということで、ちょうどうまいとこ12時になりましたので、傍聴席の方々も、もうこれで終わりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいということで、終わります。

〇議長(山内 剛) これで、黒木徳勝議員の一般質問を終わります。

○議長(山内 剛) もうひと方、平山議員の質問が残っておりますけれども、ごらんのとおり 正午になりました。ここで暫時休憩をさせていただきまして、再開は、午後1時20分より再開 させていただきます。

> 休憩 午後 O 時00分

再開 午後1時21分

- ○議長(山内 剛) 休憩前に引き続き、再開いたします。
 - 一般質問をする前に、ちょっと安丸議員の質問で、下水道事業の滞納者の、たしか最高額についてという質問でございましたけれども、そのときにちょっとわかりませんでしたので、今、判明しましたので。野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** 午前中の安丸議員さんの下水道滞納料の最高額について、御質問がございましたが、こちらは最高額が116万7,000円となっております。 以上でございます。
- ○議長(山内 剛) それでは、休憩前に引き続き、10番、平山賢治議員、発言席からお願い します。
 - 10番 平山 賢治議員 質問事項
 - 1. 震災対応について

以上です。

- 2. 定住・人口対策について
- 3. 専決処分について
- ○議員(10番 平山 賢治) 10番、平山でございます。「夕方にお疲れのところでございますが」という原稿を書いておりましたが、訂正いたします。まさか午後が、自分一人になるとは思ってもおりませんでした。

さて、国政におきましては、憲法に基づく政治家、恣意的な判断に基づく政治家の選択、それ

は、すなわち一部の人々の際限なき利益追求のために、国民の命や暮らしや食料を犠牲にする政治家、それとも国民の命、暮らし、労働法制に主眼を置き、人間性と経済の回復を図る政治なのか、この極めて重要な選択であると同時に、明解な選択が求められているときではないでしょうか。

日本共産党は、立憲主義の回復を柱に、他の政党の皆さんとも協働を推し進め、国政でも、地方でも、人が人として安心して暮らせる、次の世代にきちんと引き継げる社会の実現を目指し、頑張ってまいります。

さて、1問目であります。

まず4月14日より断続的に発生しました、熊本・大分を中心とする地震災害におきまして、 被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

私ども大刀洗町の住民にとりましても、震度4の地震、それから1週間以上続く余震におびえる日々というのは、ほとんどの方が未経験でありました。中規模の余震が続き、気象庁もこれまでにないパターンの地震といい、家の窓が揺れるたびに身をすくめた方は、多かったのではないかと推察いたします。

今回の質問は、主に庁内の対応についてであります。

被災地への派遣や支援も、もちろん論じられなければなりませんが、まず町民の安全を守られたか、安心を確保できたのか、今回の震災から教訓を学び取りたいと思います。職員を含め、多くの大刀洗町の住民にとって、一定規模の地震災害というのは、余り想定していない事態でしたから、今回、何かの問題があり、それを追及するというものではなく、今回の教訓をもとに、今後同様の事案が発生した場合に、この経験を生かしていけるかという見地から質問したいと思います。

まず、通告にありましたように、4点でございます。

避難所の開設や、住民からの支援物資の受け入れについては、近隣自治体とも比較しながらど うだったでありましょうか。

2つ目に、要援護者などについて、福祉組織や民生委員との連携は、いかがだったでしょうか。 3点目に、町として、今回の教訓をどう引き出し、今後に備えますでしょうか。

4つ目に、こうした災害の対応に必要な人材は、確保されているでありましょうか。

以上、他議員との重複もありますが、答弁をよろしくお願いいたします。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** それでは、お答えいたします。

先ほど、黒木議員の地震対策について答弁しましたように、近隣の市町村では、震度5以上を 観測しておりましたが、本町での震度は4でありました。担当者からの被害状況報告を受け、深 夜の時間帯や余震など、地震対策を協議した結果、避難所は開設しないと判断しました。 後については、担当課長より答弁をいたします。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- 〇地域振興課長(重松 俊一) 消防防災を担当しております地域振興課、重松と申します。

それでは、まず1点目の「避難所の開設、住民からの救援物資の受け入れについて、近隣自治体の対応と比較」について、答弁いたします。

まず、避難所について近隣市町村に確認したところ、近隣市町村では、避難所を数カ所開設を しておりました。本町では、4月16日の地震において、時間帯が深夜のため夜間の避難は危険 と判断し、避難所は開設していません。夜が明けた後は、被害状況の確認等を行いまして、町と しては、第1次配備態勢の中で協議を行い、被害状況が少なく、地震は終息したと判断し、避難 所は開設していませんでした。

また、住民の皆様からの救援物資の受付については、今回は実施はしておりません。救援物資の送り届けについて重要なことは、被災地において、現在何が不足をしているのか確認し、受け入れ態勢を把握した上で、極力被災地自治体に負担をかけない形で、速やかに物資を届けるということであります。

したがって、町としては、地震発生後、いち早く熊本市職員と連絡を取り、住民の方に救援物資を募るのではなく、町が保管している非常食の中から、必要性の高い救援物資を早急に搬送することにしました。具体的に申し上げますと、4月18日月曜日に、現地で不足している「水と非常食」を2トン車に積み込み、熊本北区役所に搬送しました。

なお、住民の方からの救援物資の申し出につきましては、申し出があった時点で、近隣の市町 や県の出先機関での受け入れ態勢が整っていたため、そこを利用していただくように御案内しま した。

さらに、役場入り口や校区センターに義援金箱を設置し、誰でも可能な支援として、住民の皆様に寄附を呼びかけたところであります。御協力いただいた皆様には、大変感謝しております。

次に、2点目の「要援護者など、福祉組織や民生委員との連携」について答弁いたします。

今回の地震につきましては、発生後、情報収集や町内巡回など被害調査を行い、町内では、特に大きな被害はないということで、福祉組織や民生児童委員さんへの連絡等は行っておりません。現在、町の地域防災計画に基づき、民生委員さん等の協力をいただき、避難行動要支援者名簿等の整備を進めてまいります。

3点目の「町としてどう総括し、今後に備えるか」について答弁いたします。

本町に発生した近年の地震としては、平成17年に発生した「福岡西方沖地震」があります。 当時の地震は、余震と本震の数回の地震で終息していました。しかし、今回の熊本地震は、数週 間にわたり、数十回の余震が発生したため、予想外の状況でした。

町としては、職員が災害現場を経験するために、人的支援として6名を益城町に派遣し、避難 所運営業務や建物被害調査業務に従事し、被災地での現状を経験してきました。

今回の熊本地震の対応を教訓に、避難所の開設、救援物資、要援護者対策等、職員が経験した 災害現場での知識をもとに、今後の災害時の対応力向上を図ってまいります。

4点目の「対応に必要な人員の確保」について、答弁いたします。

平成26年3月に、「大刀洗町地域防災計画」の第1回改正を行い、職員の配備体制を明記しております。第1配備体制は担当課5名、第2配備体制は係長以上33名、第3配備体制は全職員でございます。

今回の地震は、第1配備体制で6名の職員が出動し、防災機関等の情報収集や報告を行い、他の職員は、町内巡視を行い、被害状況を確認しました。対応に必要な人員は確保していたと考えております。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) では、順次再質問をさせていただきます。

今の答弁がありましたように、今回の震災の特性というのは、やはり長期にわたる余震が続いたということでありまして、役場のほうにも御意見が寄せられていると思いますけれども、特に独居者、高齢者、老朽住宅居住者の方の不安がはかり知れないものでありました。私にも直接独居の方や民生委員の方からも連絡がございましたし、4月に開催した議会報告会でも、各校区で多数の意見が寄せられたところでございます。

「町に避難所ぐらいはつくってほしかった(菊池)」「避難者の受け皿をお願いしたい」「町の対応が見えてこなかった。議会でしっかり話してほしい」と。また「自主防災組織を実働あるものにしないと、災害のときに動きがとれないんではないか」「独居老人がふえているが、福祉の対応が必要ではないか」また、「行政職員では回らないので、地域の初動対応が大事。きちんと議論して次回の災害に備えてほしい」「役場に電話しても開所をしていないという対応だけだった。避難所へ行く交通手段も含めて検討する必要がある」と、さまざまな御意見が各層から寄せられたわけでございます。

こうして見ますと、避難所の開設、それからそれに伴う住民への周知と情報提供が切望されているということがわかるのではないでしょうか。仮に避難所を開設しなかったとしても、町内における広報車や消防自動車の巡回による状況の報告、住民要望の把握等が必要であったと考えられますが、今後においては、その点のお考えはいかがでしょうか。

〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。

○地域振興課長(重松 俊一) まず、広報車の活動ですけれども、避難所は一応開設──もし避難所を開設するとすれば、各行政区の区長さん、民生委員さん及び広報車によって、「避難所を開設しました。何時から何時、どこどこ避難所です」ということで、御案内、周知を図るんですけれども、今回は、避難所はもう開設しませんでしたので、特に広報等は行っておりません。

それと、電話等で五、六件あったと思うんですけれども、一般住民の方から、夜中の2時から 朝方にかけて、避難所の開設についての問い合わせがございましたけれども、こういう状況で避 難所を開設しないということで、電話の対応はいたしております。

それと、消防団による広報ということで御質問されましたけれども、消防団につきましては、 直接、町が消防団をこう何ですか、管轄しているわけではなくて、消防団長と協議しながら、消 防団の活動を進めていくということになりますので、一応今回、消防団については、特に要請は しておりません。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) そうしますと、例えば避難所を開設すれば、いろんな広報車を回って、お寄りくださいということで情報も入る。避難所を開設しないとなるともう何も、開設しないという情報も何も住民のところに入ってこない。行政から区長さんなり民生委員さんへの連絡もないということで、これは天と地ほどのですね。開設はする、広報はある。開設もない、広報もない、状況もわからないという点で、やはりそこに住民の方から、おとんことんなかったとか、一体どういうことをすればよかったのかわかれば、わからなかったというやっぱり御意見が出てくると思うんです。

ですから、避難所を仮にしないという決定があったにしても、現況における現状の報告であるとか、あるいは消防車の数名による各校区の消防団に依頼してのその各校区への現状の報告とか、そういったものがやはり今後は必要と思うんです。そこはぜひ御検討をいただきたいと思います。もう一つは、やはり近隣自治体におきましては、少なくとも1回以上、1カ所以上の避難所を開設を行っているというのが現状でございます。

お隣の小郡市では、警戒本部を設置いたしまして、その中で、避難所の開設が決裁されております。4月16日は、午前4時から10時、最大77名の方のお越しがあったと聞いております。また、この後なんですが、本震以降、自主避難所を4月18日の17時から、4月24日の午前8時半まで、1カ所開設。最大18名の方の御利用、毛布等の用意があったということで、これらについては、少なくとも職員を2名ずつ以上配置したというふうにお聞きしております。

これらの自主避難所の開設に当たっては、防災行政無線のほか、エリアメール、消防団巡回による放送、各区長への電話連絡等により周知を図ったということであります。やはり住民の方か

らは、もっと開設すべきではなかったかといった御意見、あるいは感謝の御意見というのも寄せ られているようでございます。

そうしますと、やはり例えば、小郡市もこれは自主避難所は1カ所だったわけでありますが、 大刀洗町で1カ所、自主避難所を開設する場合、したと仮定した場合、その場所や職員配置など は、協議の中で確定しているのか。その点についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) まず、地震のときの状況を申し上げますと、その観測地点でも、 震度の度数は違うんですけれども、一応大刀洗は、震度4、朝倉・小郡が震度5ということで、 ちょっと若干震度の表示というか、揺れに差はございました。

それと、先ほども質問されました、大刀洗町において避難箇所をもし1カ所開設するとすれば、 町の中央であります大刀洗中央公民館になると思います。

それと、避難の避難所運営ですけれども、基本的には、職員2名が避難所運営に当たるという形で、第1次配備体制、プラスアルファの人数で対応はできると考えております。 以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) 近隣においては、先ほど他の議員の質問の答弁にもありましたけど、震度が4だから開けないとか、震度が5だから開けるとか、そういう基準ではないわけですよね。ですから今後においては、4であるか5であるかではなく、後からにおいても、こういった住民の方からの御意見があったということをやっぱり真摯に捉えて、避難所の速やかな開設とか、あるいはその広報活動というものに機敏に対応していただきたいというのが、私の強い要望です。

それから次に、住民や民生委員さんの声ですけれども、地震発生後に自主的に地域を回ったけれども、町や社協からなどは連絡もなく、どういうふうに対処したらよいのか不明であったという声がやっぱり多いわけですね。

例えば、先ほどのように警戒本部を立ち上げたり、災害本部を立ち上げたりされるわけですけれども、その本部と例えば福祉部門等の連携や、あるいは福祉部門等のそういう本部に対するその参加とか、もうそういったものについては、現状なり今後の対応というのはいかがですか。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) 大刀洗町地域防災計画においては、第1次配備体制においては、 福祉部門との直接の連携はございませんでした。

ただし、今回の地震発生時には、福祉部門のほうからも、担当課長をはじめ、2名ほど自主的に参加をされてありましたので、その時点では、一応福祉部門との連携をとれていたと思ってお

ります。

それと、具体的に申し上げますと、地震発生時の4月16日の朝4時に――。町では、「聖母園」に委託をしておりまして、在宅介護支援センターというのがあります。これは、24時間体制で「聖母園」に委託して運営をしていただいているところであります。

そこに朝4時20分に、町から「聖母園」のほうに電話連絡で確認したところ、住民からの問い合わせはなかったということで、その時点では確認しておりますので、その時点では、特にその独居老人とか、そういう方からの苦情はなかったと考えておりますけれども、恐らくさらに余震等が数十回発生した中で、木造住宅がぎしぎし揺れると。そういった中で非常に不安を募らせた形での今回の状況になっていると思いますから、やはり今後は、今回の教訓を対応にして、福祉関係の組織とか、もしくは自主防災組織とか、そこら辺も含めて防災に対して活動を、もうちょっと訓練なり行ってから行っていきたいと考えております。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) 制度として、災害対策本部等への福祉部門の参加ということは、 今後は検討されないですか。
- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) 災害につきましては、町のほうで考えられるのが、風水害と地震、あと火災等でございまして、一応基本、大刀洗町地域防災計画というのは一応このように立てておりますけれども、一応基本はこれですけれども、これに対して行動していただきますけれども、やはりいろんな災害が考えられますから、そこはもう福祉部門から、もう自主的にそういう災害の場合には、第1次配備で来ていただくとか、もしくは参加しない場合には、第1次配備体制の中から緊急に連絡して、担当者なり担当課長に参加していただいて、第1次配備体制をとるという形で対応していきたいと考えております。
- 〇議長(山内 剛) 川原健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(川原 久明)** 平山議員の御質問の部分の民生委員さんとの連携についてですけれども、今回の地震につきましては、いち早く町内の調査をして、大きな被害がない、人的被害がない、それから建物等とか、そういうものの被害がなかったということで、特に連絡等はとっておりません。

ただ、基本的には、まず災害があった場合には、自助――自分で自分の身を守るということが 基本で、それに対して公助でできる――町が行う、行政機関が行うことというのは、全体、大き な被害があった場合は全てできませんので、基本的に災害があった場合は、共助といいますか、 お互いに地域で自分たちを支え合うという取り組みをお願いしているところです。

社会福祉協議会のほうに委託をしまして、要援護者見守りネットワークということで、地域の

区長さん、老人クラブ、民生児童委員さん、あるいは福祉協力委員さんということをお願いをしまして、地域で見守る必要のある方を地域で見守っていただくという取り組みをしております。 それは日ごろの取り組みですけれども、今後の教訓としまして、災害があったときにその地域でどういうふうな見守りなり、いろんな支え合う取り組みをするかというのは、今後の課題ということで考えております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) 住民の方からの御意見にもありましたように、もちろんその職員の数というのは、対応が限りがあるから、そういった中で、いかに住民のそういう関係者の方に初動をやっていただくかと。初動していただくためにどういう御連絡をつけるかと、そこら辺のやはり課題というのが残ると思うんですね。

先ほど申し上げましたように、やはり災害において、まずこちらの災害部門だけではなくて、 福祉部門がそこに参加して、どういう初動をとるべきか、住民の方に動いていただく、公助を図 っていくためにも、どういう動き方をしていただくべきかというのは、今後、先ほど答弁もあり ましたように、十分な検討がなされるべきと思います。

我々も校区で、例えば東日本大震災以降に、自主防災組織というのをつくりましたけれども、 これは、やはりまだいろいろ、物資は補助金も得ながら確保はしておりますけれども、やはり実 働がどういうふうにかというのが、まだ構築がされておりません。せっかくそういった予算なり 物資というのもございますので、そういった校区の福祉部門ですとか、地域の防災部門とも連携 して、やっぱり迅速な初動ができるような体制づくりを一緒に考えて、我々も提案していきたい と思いますので、引き続きの御検討をよろしくお願いいたします。

それから、この3つ目の救援物資の申し込みにつきましては、もう私の調べるところでは、近隣の東峰村、広川町、大木町等の町村も含めた近隣自治体が救援物資を受け入れております。その中では、品目の指定など今後につながる教訓もございました。これを、こうした他自治体の教訓も生かしながら、あるいはその受け入れた物資をどうやって運んでいくか、共同で運ぶ方法、こうしたものも考えながら、やはり迅速にこういう住民の方からの救援物資の受け入れ等も行うべきではなかったかと思うんです。これらについても、今後、迅速な検討をお願いしたいと思います。

先ほど答弁にもありましたように、例えば大刀洗町に、町内の方が救援物資をお渡ししたいんだがという申し込みがあった場合に、どう窓口対応をするかとおっしゃると、うちはやっています、大刀洗町は救援物資を受けていませんと、隣の久留米市、小郡市、朝倉市、東峰村等は全部受け入れていますので、そちらにお持ちくださいといった御回答になるわけですよね。これは、

やはり町のあり方としてはどうなのかと思います。これについては、今後は、その避難所とあわせて、十分なこの受け入れ等の体制整備も必要と思いますが、それについてはいかがですか。

- 〇議長(山内 剛) 重松地域振興課長。
- ○地域振興課長(重松 俊一) まず救援物資につきましては、今から5年前の東日本大震災が発生したときに、当時、町としても救援物資を受け付けた経緯がございます。

その際には、そのときの記憶によりますと、2件ほどしか、住民からの救援物資の受付はございませんでした。住所、氏名と救援物資を書いて、それをあと県のほうと連絡を調整しながら、どういう物資が要るかということで送った経緯があります。

熊本地震につきましては、最近の情報ですけれども、救援物資が今余って、逆に熊本県内における救援物資が余って、熊本県内の救援物資がもう中には置いとけない状態だから、逆に近隣市町村に県を通して救援物資が来ている物資で、各九州管内の市町村の中で必要な市町村があれば手を上げてくれって、今、逆に全国から熊本に集まった救援物資が、今、逆に今度は近隣の県のほうに譲渡をされている状況でございます。

今後のその災害状況の発生にもよりますけれども、平山議員がおっしゃるように、町としてもいろいろ対応はしているんですけれども、住民からのそういう真心を含めた救援物資については、受け入れを含めてから対応していきたいと考えております。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- **〇議員(10番 平山 賢治)** まず、受け入れの件数に関しても、そういった受け入れを行うに 当たっての、広報や周知というもののやっぱり大小というのも大きく左右すると思うんです。

皆さん方、いろいろ助けて救援したいと、心ばかりのものを送りたいという善意があれば、周知によっては、さまざまなものが可能性がありますので、そちらについても御検討をよろしくお願いしたいと思います。

それから最後に、人員の確保でありますが、先ほど説明がありましたように、「災害本部なり 避難所の開設においては、人員は確保できるものと考える」といった答弁はありましたけれども、 先ほど他の議員からも質問がありましたように、当町においては、人口に対して極めて少ない正 規職員数、また職種変更者の職員も多く、条件の厳しい中で恒常業務においても大変厳しい状況 での職務に当たられていると理解しております。

そうしますと、このような災害時においては、避難所の開設や管理、住民への周知、広報活動、物資の受け入れ、罹災証明発行などの業務に迅速に対応できるのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。職員数の増員も含めまして、災害時の対応、特に現地支援も十二分に必要でありますが、 庁内の対応をまずよく考えてほしい、この点を切に願うものであります。

日本共産党といたしましては、4月時点で、町に対しての申し入れも行っておりますので、そ

ちらも御一読いただき、今後の充実を求めるものであります。

次に、大きな2点目であります。定住・人口対策についてであります。

本町では、今、国の補助金も得ながら、町の創生プロジェクトやさまざまな計画策定事業が進行中であります。その多くが町の特産品の売り込みや、定住の促進ということで、町のPRに費やされております。

そうした中、ことし4月には、PFI方式による地域優良住宅の第1棟が、西大刀洗区に完成し、供用開始したばかりであります。これに加えまして、3月議会では、2棟目を建設したいとして、具体的な場所等については説明のないまま、7,000万円の土地購入整備費が可決されました。これにつきまして、今後の町の計画について、まず問うものであります。

1点目に、町の定住人口対策として、最も根拠となる計画は何でしょうか。その中で、地域優 良住宅は、どのように位置づけられていますでしょうか。

- 2点目に、いわゆる公営住宅の今後の整備計画は、いかがでしょうか。
- 3点目に、既存の公営住宅と地域優良住宅の整備の間に関連は、ありますでしょうか。

以上、3点につき、答弁をお願いいたします。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** では、お答えいたします。

まず1点目の「町の定住・人口対策として最も根拠となる計画は何か」について、答弁をいたします。

根拠となる計画は、町の最上位計画として、平成22年に策定した「第四次大刀洗町総合計画」に明記している定住促進対策です。

次に、「地方創生の地域版総合戦略」として、「よかマチ・創生・プロジェクト」を平成27年に策定しました。

この中に、5本の基本目標があり、移住を促進するための主要事業として、子育で・新婚世帯を対象とした「定住促進住宅整備事業」として位置づけております。

あなたの新聞も読みましたけれども、何か7,000万円の予算を通したのに、場所も決めない、どれだけ建てるかも、戸数をつくるかも決めないで、予算を通したちゅうて大分批判をされているけれども、あのときに説明したと思いますけどね。どこに建てるとか、まだ決められない状態で、ただ土地だけを確保したいということですね。それで、それには補助がつきますから、今のうちからその準備をしたいということでしているんであって、計画がないのに無理やりに通したという、そういううそを新聞に書いてほしくないですね。

それから次、2点目の「公営住宅の今後の整備計画は」について答弁します。

町は、平成26年12月に、第四次大刀洗町総合計画に基づき、「大刀洗町公営住宅等長寿命

化計画」を策定しており、その中で町内の町営住宅の基本政策、今後の活用方針や維持管理方針を定めております。

耐用年数は超過している上高橋団地については、現在の入居者の移転が完了次第、用途廃止する方針としております。耐用年数が残っている町営住宅については、補修を行いながら維持保全していく方針であります。

3点目の「既存の町営住宅と地域優良賃貸住宅の整備の関連」について、答弁いたします。

町公営住宅の入居者は、社会福祉の増進のため、住宅に困窮する低所得者を対象として、入居 者選考委員会を開催し、入居者を決定します。地域優良賃貸住宅の入居者は、転入増加、転出抑 制のため、新婚・子育て世帯を対象に入居者を選考しております。

以上の理由により、整備の関連については、目的及び入居対象者が異なるため、関連はありません。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- 〇議員(10番 平山 賢治) では、順次再質問をさせていただきます。

先ほど、町長からも答弁がありましたが、私がお訴えしたいのは、先ほどありましたように、3月の時点で場所も決まっていない、それから全体のそういう定住促進住宅として何が必要なのか、定住促進住宅が必要なのか、あるいは空き家の活用が必要なのか、どこにどの校区に何戸程度の需要があるのか、そういった計画が、その基本計画に基づいて行われるべきであるのに、またそういった大局的な見当もないまま、とにかく補助がつくから2戸目は建てたいと、場所は決まっていない、公募したいということで提案があったから、そのようなことを報道したということであります。

私は、それはやはりいまだにおかしいと思いますし、まず先にどこに何が必要か、そのために 定住促進住宅はここに何戸必要ではないかと、こういった提案があって我々が協議する。それは 当然のしかるべきその筋道であると思うので、そこがおかしいと思うことは書いておるのでござ います。

それに基づいて質問をしているのですけれども、この先ほど答弁がありました第四次総合計画に基づく住宅計画の推進のために、各分野との連携や地域の現状について、調査の必要があるのではないかということをお聞きしたいんです。

特に現在は、1棟目の供用が開始したばかりでありまして、その妥当性の検証も必要と考えますが、その点についてはいかがですか。

- 〇議長(山内 剛) 岡田副町長。
- ○副町長(岡田 暁人) お答えいたします。

その定住促進に係る住宅の整備ということで、その計画の中で、いろいろと人口動態ですとか、 そういったことを調査しながらやっていけばどうかというお話しですが、ここにも、今ほどお答 え申しましたけれども、地方創生の総合戦略をつくる際に、大刀洗町の人口がどうなっていくの かということを、25年後に1割ぐらい減ると、そして地区別の人口動態の予測もいたしました。 その中で、各地区とも、やはりこう人口が減っていくということで、しっかり定住対策をしな いといけないと。特にその子供ですとか、特にその若い世代が残っていくような、あるいは入っ てくるような定住施策をしていかないといけないという中で、この定住促進住宅の建設というの を上げさせていただいているところであります。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) この地域優良住宅の件も、議会報告会におきまして、各校区より 多数の御意見を頂戴しているところでございます。もう行政にもお配りしているかと思いますが。 これは、大きく分けまして、PFI型、PFI方式の収支計画の問題、あるいは管理費の問題、 それから計画地の妥当性の問題、地域との関係との問題等が出ております。このように多くの住 民からも、疑念や異論が噴出している状況であるというふうに認識していただきと思います。

それで、基本計画等においては、他の定住促進政策との連携や、マンション建設によらない方法等のすり合わせを実際に検討して行っていらっしゃるのかどうか。特にこの計画の中には、民間住宅の安価な借り上げ等もうたわれていますが、実際には、この検討なり実現等が行われているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 岡田副町長。
- **〇副町長(岡田 暁人)** まず、他の定住促進政策との連携というお話がございました。

連携ということもありますけれども、例えば、総合戦略の中には、定住促進政策がいろいろ書いてございます。そのどれか一つだけやる、例えば空き家がたくさんあるのに、定住促進住宅を建てるのはおかしいんじゃないかという御指摘もあろうかと思いますけれども、その規模感からしても、あるいは空き家の所有者なり管理者がいらっしゃるわけで、そこを例えばセットにして連携をしてというふうなことは、ちょっとなかなか考えづらいのではないかなと思っております。

今回、その地方創生の総合戦略をつくりまして、定住促進の関係の施策をいろいろ提案させて いただいております。その中で、しっかり連携をとりながら進めていきたいと思っております。

また、住宅のその場所も、その戸数も決まっていないというお話がありました。今の時点では、確かに決まっていないんですが、例えばどこに建てるかという話をする際には、例えば人口一つをとってみても、多いところに建てるのか、少ないところに建てるのかという議論もあろうかと思いますし、地元がどう考えられているかということもあるかと思います。地権者がどう考えら

れているとかいうふうなこともあるかと思います。そういったことも踏まえて、場所については 選定していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) まさに、今、副町長がおっしゃったようなさまざまな問題がある わけですから、そうしたものを先に検討して。少なくともその建設先にありきのような土地取得 があって、もうこれ土地取得が決まったからということで、もうとにかくどこにかにでもつくる といったその結果、先にありきのことが全くないように、住民の方も納得のいく方策を考えるべ きではないでしょうか。

また、仮に議会で前回賛成した議員も、手放しで賛成しているわけでありませんで、今後の成り行きを不安を持って見ている議員が大変多い状況でございます。可決されたからといって、がむしゃらにこの建設に向かっていくわけではなく、基本計画に立ち返り、大局から町の活性化と定住促進の大きな計画を策定していただきたい、そのことを強く求めるものであります。

また、空き家対策に関する予算も可決されておりますが、既存のアパートの入居状況や賃料の 編成などを詳しく明らかにし、他議員からも再三指摘のあるように、町内の居住状況の調査を詳 細にしていただき、その上でその必要性を積み上げていただきたいと切に願うものであります。

2点目の公営住宅についての問題でありますが、総合計画によりますれば、住宅困窮の事情の あるものに対して、適切に低廉な住宅を整備するというふうにあります。

それで、ストック計画を見ておりますと、平成30年までの計画で66戸維持と。しかし、現 状は54戸ということでお聞きしておりますが、平成30年に対してのこの戸数のこの差異です ね、これについて町の今後のお考えはいかがでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** 平山議員の御質問にお答えいたします。

答弁の中でもお答えしましたが、26年12月に大刀洗町公営住宅等長寿命化計画の中で、各町内の町営住宅に関しての施策、管理方針等を策定しておりまして、答弁の中でありましたように、経過年数が過ぎている町営住宅に関しては、用途廃止、その他については、維持保全ということで計画が策定なされております。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- **○議員(10番 平山 賢治)** すると、その66戸に対する66戸までの計画とか、そういうことは現在のところない、現状維持なりということでよろしいんですか。
- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。

計画の中では、戸数に関しての問われてあるような、現状の戸数に関してはございません。以上でございます。平山議員。

- ○議員(10番 平山 賢治) そうすると、この計画にあります計画、戸数等の整合性については、どのようにちょっとお考えになっているのか、町長のお考えを聞きたいんですけれども、近年の低所得者なり貧困の増大、あるいは子供の貧困の問題に解決の点からも、やはり計画に基づく建設なり充実が必要と思いますが、その点についてはいかがですか。
- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** あなたの新聞によると、私は町営住宅を敵視していると書いてあるけど、 そんなことはありません。

それで、さっきも担当者――担当からも言っているように、今、残っているもので、寿命が来るまでちゅういいますか、そこまでは耐用年数が残っている分については、ちゃんとやっていきますと、そういうのが方針です。それ以上にふやすとか、減らすとかちゅうか、そういうことは何も考えていません。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) すると、ストック総合活用計画については、修正が必要ということになるかと思いますけれども、その辺については、いかがですかね。
- 〇議長(山内 剛) 野口建設課長。
- **〇建設課長(野口 学)** 今のところ、修正までは考えてはおりません。 以上でございます。
- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) 町の公式計画として、要するに、前回、以前より戸数が減らすと言いながら、66戸という点が、さまざまなデータ、さまざまな資料を調査しながらこれを目標とするということで、町の公式な計画として出ているわけですから、それをどう実現していくか。それが実現できないとなれば、どういった理由であるのか。どういうふうに修正していくかということは、やっぱり厳しくこれは総括していく必要があろうと思います。今後についてもここら辺の御検討をよろしくお願いしたいと思います。

それから、3点目でございますが、先ほど町長がさきに答弁されましたが、これは、どういうことかといいますと、前回の3月定例会の他の議員の一般質問に対しまして、町長の答弁の趣旨が、町営住宅が非常に管理が大変だと、滞納も多いと。そういう手間をかけないで済むように、PFIだったらそういうことをしなくていいから、非常に有利であるという御趣旨の答弁があったわけですよね。

これをそのまま読めば、もちろん町営住宅はよろしくないと。そのかわりにPFIを建てるん

だと。真っすぐ読めば、そういうふうに読めると思うんです。そこについて町長の真意をお伺い したいわけです。

- 〇議長(山内 剛) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** これは、対象が違うんですよね。町営住宅に入られる方と、今回つくりました地域優良賃貸住宅の対象者が違うから、そこら辺のことは、わかって言いよるっちゃろう。 わからんで言いよるっちゃないとでしょう。対象者が違うんです。所得の関係で全然違うんですよ、対象は。だからそれをわかっててね、もうそんなことは言わんでください。
- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) 公式な町の議事録としてこれは残っているわけなんです。これも 訂正も取り消しも何もされていないで、首長の正式な方針としての答弁として、このような、な っているんです。

私が読み違えているというんであれば、それはそれで結構なんですが、普通の一般人が読めば、いかにもその町営住宅がそれは大変だということで、PFIにしたというふうに読めるわけです。 そこについては、適切な対応をされていたほうが私はいいと思います。これについては、これ以上は申し上げません。

それから……。

- ○議長(山内 剛) ちょっと待ってください。岡田副町長。
- **○副町長(岡田 暁人)** 私のほうで議事録を確認いたしました。町長が申し上げたのは、今のその既存の公営住宅、非常に維持するのも大変ですし、滞納の問題もありますということを例にとられたのは、とられたんですが、今のその公営住宅と、今度新しく建てたPFI住宅のその維持管理の方式ですとか、そういったところの違いを御説明したということであります。

ただ、その後、あれは平田利治議員の御質問の途中だったかと思いますけれども、「既存の町営住宅について、例えばもう要らないという整理をしてから、定住促進住宅に取り組むべきじゃないのか」というお話があって、「いやいやそうではないですよ」と、「その定住促進住宅と、今のその町営住宅をごっちゃにして議論しないでほしい」と。「それは全然別物なんだから」と。町長が答弁しております。

ですから、その前段の部分だけを切り取って、町長はもう町営住宅は要らないと言っているというふうなことは、少しちょっと誤解を生むのではないかなというふうに思っております。 以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) 私は、だからそう思うから、後は行政で御判断ください。これを どう誤解を生む表現なのか、これは一般人の人からすれば、問題ない発言なのかということは、

御確認いただければと思います。

実際においてはですよ、町営住宅はストック計画があるけれども、その戸数は整備しないと。 縮小して、その計画じゃない戸数で実施していくと。さらに維持管理はするけど、今後は新設は 考えない。さらに町営住宅の跡地にこのPFI住宅を建てるということで、実際において町営住 宅を縮小して、その土地にPFIを建てるということで、まさにもう町営住宅、このようなこと になっているじゃないかというような住民の当然反応はあるわけなんです。

そこが、もしそれが誤解であるというならば、そこは説明責任というのは、もうそちらにある わけだから、そこのごっちゃにしているのはやっぱりどちらなのかということを、そこをよく見 ていただきたいと思います。

また、これもまた町営住宅の住民からも、今後も引き続き進めるのか、あるいはどこに引っ越 しさせられるのか、不安の声が多く寄せられております。 PFIの建設はともかくとしまして、 ストック計画に基づいて適正に公営住宅を整備するよう、また居住者に不安を抱かせるような言 動、政策を強行することのないよう強く要望するものであります。

2点目は、以上で終わります。

続いて3点目でございます。

この点につきましては、一昨年も質問しておりまして、専決処分自体は、ほぼ毎年行われていることでありますが、増税を含む極めて重要な内容が含まれておりますので、改めて質問させていただきます。

毎年、地方税法の改正に伴いまして、町税については、3月31日の専決処分が行われている ところです。このうち国民健康保険税につきましては、ほぼ毎年、上限額の引き上げを含む改定 が、処分されているところであります。

言うまでもなく、専決処分は、地方自治法に基づき、極めて例外の規定として限定的に適用、 運用されるべきこと。また国保税については、原則的に議会に上程して、本会議において議決す る議会も少なくないことから、本町においても早急な改善が求められているところであります。

そこで質問でありますが、1点目に、特に国保税条例の一部改正を専決処分とする根拠は何で しょうか。前回の答弁以降の検討はいかがでしょうか。

2点目に、町広報紙におきまして国保税改正の広報が行われておりますが、議会に対しては、 専決処分について、何らの事務的な報告も受けていない段階での増税の周知となっております。 仮に専決処分であっても、議会に対して適切な報告が行われるべきと思いますが、いかがでしょ うか。

以上、2点につき、よろしくお願いいたします。

〇議長(山内 剛) 川原健康福祉課長。

〇健康福祉課長(川原 久明) ただいまの平山議員の御質問について、お答えをいたします。

御質問の内容が、特に国民健康保険税条例の一部改正についてということで言われております ので、健康福祉課のほうから説明をさせていただきます。

まず1点目の「特に国民健康保険税条例の一部の改正について、専決処分とする法的根拠は何か。一昨年以降の答弁以降の検討は」ということでございます。

今回の国民健康保険税条例の一部の改正についての専決処分につきましては、根拠法令である地方税法一部改正案が、3月29日に可決、3月31日に公布され、4月1日に施行されました。改正が公布されるのが、3月31日であり、新年度の4月1日から反映させるために、町議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条1項の規定により専決処分を行いました。また、一昨年の答弁以降の検討につきましては、法的解釈を踏まえ、検討を行いました。

課税の改正は、4月1日施行が基本でありますが、例えば5月1日から施行し、4月1日から 適用するといったことも、理論上では不可能ではないと思われますが、やはり不利益の遡及適用 に当たるので、望ましくないと考えております。

また、近隣におきましても、小郡市、うきは市、筑前町、久留米市等、県南の幾つかの市町村では、同じようなふうにしておりませんけれども、ほとんどの県内の市町村で、3月に専決をして、4月より施行しております。以上のような理由で、今回の一部改正につきましても、専決処分とさせていただいたところです。

次に、2点目の「議会の承認を得る以前での広報による周知は適切か」について、答弁いたします。

国民健康保険税条例の一部改正については、「広報たちあらい」の6月号に掲載し、周知を図っておりますが、3月31日専決処分後の掲載ですので、問題はないと考えています。

4月1日施行で、課税計算を行い、保険税の決定通知書等の発送をするためには、6月号で速 やかに内容の周知を行う必要があると考えて掲載をしておるところでございます。

以上で、平山議員の御質問にお答えいたします。答弁を終わります。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) まず、地方税法等の一部改正が、税額の変更を伴うということで、政治の根幹にかかわる極めて重大な事項でありますから、地方税法自体が、3月31日に決裁されて、4月1日に公布するという制度、国の制度自体をやっぱり問題にしていかないといけないとは思うんですが、これは、ひとまずおきまして、まず国保税の限度額について質問いたしますが、まず地方税法の改正によりまして、市町村の国保税の上限は、必然的に引き上げるべき性格のものでしょうか。その見解についてまず伺いたいんですが。
- 〇議長(山内 剛) 川原健康福祉課長。

〇健康福祉課長(川原 久明) 必ずしも、改正されたからといって、必ず変えないといけないというふうにはなっていないというふうに認識をしております。

議員御承知のように、変えていないところもわずかでありますが、あります。ただし、例えば 久留米市については、国の条例が改正されたら、直ちに変えるというふうな条例をつくっておる ところもございます。

それと、今、国保税につきましては、国保税始まって以来の改正が30年に予定をされております。その中で、大刀洗町も含めて、町の代表、市の代表、それから県とで統一化に向けて、標準化に向けて検討をしております。

そういう中で、今、大刀洗町だけが、違ったやり方とか、やり方を変えてということではなく、 今は、よその市町村と同じような形で、やはりこういうふうなやり方ということが、長期的には 町としては、長期的あるいは広域的な面からでも、このようなやり方でやるということで町とし ては考えております。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員、あと6分です。
- ○議員(10番 平山 賢治) はい、了解です。
- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) すなわち、国保税の上限額は、市町村の裁量ということで考えていいと思いますが、となると、地方税法の改正によって、自動的に改正する義務のないものまで、議会に諮らず、専決しているというふうに言えるんじゃないでしょうか。

他市町村では、議決に欠けている場合、それはその上限額に至らない部分を提案しているもの もあるわけです。そこに裁量が入るわけですよね。そういった点も含めて、やはり再度検討すべ きだと思うんです。

また、広域化という問題もありますが、広域化を見据えてやはり市町村単位での民主的な制度 を進めていくことが、なお必要であろうかと思います。

それで、例えば少し古い資料で恐縮ですが、平成23年の全国の中核市の事例を見ておりますと、40市中、専決が16市でした。それに対して議決を諮ったものが18市ですから、さらに上限額の変更自体を行わなかった自治体が5市です。となりますと、専決処分よりも議決を諮ったほうが、圧倒的に多いというような結果でございました。一方で、専決を行った16市は、全て限度額を上限まで引き上げております。

近隣を見ておりますと、筑後市は、毎年6月に議決して、7月からの課税を行っているんですが、過去においては、限度額以下での提案を行ったということもあるようです。八女市も同様であります。これによって、法令上の遡及などの問題が発生しているというような報告はございま

せん。こうした事例を見ながら再度検討すべきと思うが、いかがでしょうか。

- 〇議長(山内 剛) 川原健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(川原 久明) 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今、言われましたように、筑後市等、県南の幾つかの市町村で、専決をとらないやり方をされておりますが、これは、過去からの慣例的なやり方で、そういうふうなことがされておるというのを聞いております。

それから、一昨年、基山町の例をとられましたけれども、基山町についても、今、大刀洗町と同じように専決をされて、6月議会で承認をされているということです。

先ほど言っておりますように、専決によるといいますのは、6月の議会に提出して議決をした場合、4月まで遡及することになります。4月まで遡及したときに、不利益をこうむる方が出てくるということで、不利益をこうむる遡及については、好ましくないというのが、法律上の見解であります。そういうことを踏まえて、町では、今のようなやり方をしているところでございます。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 平山議員。
- ○議員(10番 平山 賢治) 本会議への上程というのは、基本でありますが、あるいはやむを得ない専決処分であっても、速やかな議会への報告でありますとか、臨時会の開催によって、遡及を最小限におさえるなど、改善の方策は多々あると思うんです。

私は、これでいいよとは言わないんですが、例えば、毎回議会では、毎月定例の全員協議会を 開催しております。3月31日付の専決処分というのは、毎年、恒例で行われるわけでございま すから、これに対する4月の定例の臨時会というとおかしいですが、定例の臨時会を開催するこ とによって、国保税の議決を諮ることもできますし、速やかな専決処分の承認も図ることもでき ます。

あるいは、その全協に対する3月31日で専決処分したものについての一覧の概要の説明なり といった、そういう改善の方策というのも多々あると思いますけど、その辺はいかがですか。

- 〇議長(山内 剛) 川原健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(川原 久明) 今の御質問にお答えをいたします。

専決処分をやめて6月議会にかけるとかということは、町としては考えておりませんけれども、 専決したものを早く説明するなり、早い時期に説明するということは、町としても今後検討した いというふうに思っております。

以上です。

〇議長(山内 剛) 平山議員、最後です。

○議員(10番 平山 賢治) 私がこれ一人で言っているんじゃなくて、議会の多数としても、こうした専決どうなのかということと、少なくとも速やかな議会に対する報告とか、可能な限りの上程を求めるといった意見が多い状況でございます。適切な改善を今後も強く求めて、私の質問といたします。ありがとうございました。

O議長(山内 剛) これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長(山内 剛) 以上で本日の議事は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

散会 午後2時20分